# 平成 29 年版 三重県国土強靭化地域計画 実績報告書

平成 29 年 6 月

三 重 県

# 三重県国土強靭化地域計画実績報告書

三重県国土強靭化地域実績報告書(以下「実績報告書」という。)は、平成27年7月に策定した三重県国土強靭化地域計画(以下「地域計画」という。)の推進にあたり、毎年度、その取組状況を把握し、当該年度の取組内容やそこから見えてくる課題、今後の取組方向について、取りまとめたものです。

なお、地域計画は、概ね 10 年先を見据えた、本県における今後の国土強靭化の取組方向を示すもので、具体的な数値目標は設定していません。地域計画に基づく強靭化の具体的な取組や数値目標については、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」をはじめ「新地震・津波対策行動計画」や「新風水害対策行動計画」など既存計画の施策に位置付けられており、みえスマートサイクル(PDCA サイクル)に基づく「成果レポート」などにより評価が行われます。

# 目 次

Ι	平成 28 年度の取組概要	1
1	目標別取組概要	1
2	<b>総括</b>	3
п	平成 28 年度の取組結果(成果)と課題、今後の方向性について	4
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	4
	-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生	4
	-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	7
	-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	10
	-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	13
	-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり	
	県土の脆弱性が高まる事態	15
	-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	18
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	
	(それがなされない場合の必要な対応を含む)	20
	-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	20
	-2 多数かつ長期にわたる孤立集落(離島を含む)等の同時発生	23
	-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	26
	-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途脱	30
	-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食料等の	
	供給不足	32
	-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能	
	の麻痺	34
	-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	36
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	38
	-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化	38
	-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	39
	-3 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	40
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	43
	-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	43
	-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態	45

5	大	規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)		
	を	機能不全に陥らせない	46	
	-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	46	
	-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	48	
	-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	50	
	-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	52	
	-5	食料等の安定供給の停滞	55	
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、			
	ガ	ス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期		
	復	旧を図る	57	
	-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライ		
		チェーンの機能の停止	57	
	-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	59	
	-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	60	
	-4	地域交通ネットワークが分断する事態	62	
7	制征	卸不能な二次災害を発生させない	64	
	-1	市街地での大規模火災の発生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64	
	-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65	
	-3	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	67	
	-4	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	69	
	-5	有害物質の大規模拡散・流出	70	
	-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	71	
	-7	風評被害等による県内経済等への甚大な影響	72	
8	大	規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復		
	で	きる条件を整備する	73	
	-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	73	
	-2	道路啓開等の復旧を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に		
		精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	75	
	-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	77	
	-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	80	
	-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が		
		大幅に遅れる事態	82	

# I 平成 28 年度の取組概要

# 1 目標別取組概要

三重県国土強靭化地域計画では、本県において南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風にともなう大雨等による被害が甚大化する傾向となってきていること等を踏まえ、大規模自然災害を想定リスクとしてとらえ脆弱性評価を行い、三重県として「事前に備えるべき目標」を設定しています。

これら目標の達成に向けた平成28年度の取組概要は次のとおりです。

#### ■大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

津波や豪雨等による浸水被害や土砂災害の軽減に向けて、河川管理施設や海岸保全施設、土砂災害防止施設等の整備はもとより、道路防災対策、施設機能を確保するための適切な維持管理などのハード対策を推進しました。あわせて、ハザードマップ作成に向けた河川の浸水想定区域図の作成や、土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査の実施、「三重県版タイムライン」の試行版の策定など、ソフト対策を推進しました。また、大規模地震による被害の軽減を図るため、「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の運用を伊勢志摩地域において開始するとともに、建築物や鉄道等の交通施設の耐震対策や緊急輸送道路となっている街路の無電柱化を推進しました。

#### ■大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

大規模災害発生時における医療を迅速かつ円滑に提供できる体制を整備するため、県内の病院、特に災害拠点病院の耐震化を推進するとともに、電源や医薬品等を安定的に供給できる体制づくりに取り組んだほか、感染症の発生・まん延を防ぐため、防疫用品や抗インフルエンザウイルス薬などの備蓄を行いました。また、救急救命士の新規養成や救急救命士が行える特定行為等救急救命措置の拡大に対応した救急救命士の養成に取り組みました。さらに、災害現場での救助活動機能の強化に向けて、地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化を図りました。このほか、災害時において介護保険施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう、相互支援協定の締結を促進しました。

#### ■大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

大規模自然災害の発生時における公立小中学校の安全性確保のため、校舎等の学校施設の耐震化の促進を支援したほか、屋内運動場等の天井落下防止対策を進めました。また、公共の安全と秩序の維持を図る観点から、大規模災害発生時における優先業務の継続に向けて、「三重県警察業務継続計画(三重県警察BCP)」の見直しを行うとともに、災害警備活動や治安維持活動の拠点となる警察署等の建て替え整備計画を推進しました。さらに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避するため、警察官による交通整理や可搬型発動発電機を使用した訓練を実施しました。

#### ■大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

災害に関する県民への情報提供の充実を図るため、気象情報や災害情報等について、より迅速かつ的確に収集・共有し、わかりやすく発信できるよう、SNSを活用した新しい防災情報プラットフォームの構築を行いました。また、大規模災害発生時における非常通信を確保するため、情報通信システムにおける県と市町との「非常通信ルート」を見直すとともに、非常通信訓練を実施しました。

# ■大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に 陥らせない

大規模災害発生時における雇用の確保やサプライチェーンの維持、地域経済の被害軽減に向けて、被災後でも企業が事業活動を継続できる体制を整備するため、企業における「業務継続計画(BCP)」の策定を促進しました。また、物流機能を確保するため、緊急時の物資輸送の基盤となる道路や港湾・漁港施設等の整備・耐震化に取り組みました。さらに、高速鉄道網の整備による広域的なリダンダンシーを確保し、災害に強い基幹交通ネットワークの構築を図るため、リニア中央新幹線の全線開業の前倒しが決定されたことを受け、一日も早い全線開業に向けた取組を進めました。

# ■大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

大規模災害発生時におけるライフラインの維持・確保に向けて、上下水道施設の耐震化を推進しました。あわせて、石油コンビナート事業者の防災対策を促進するとともに保安にかかる人材育成を支援しました。また、地域交通ネットワークの確保に向けて、豪雨等による災害や道路冠水による通行止めを未然に防止するため、落石等の危険がある箇所やアンダーパス部におけるポンプの点検を実施しました。

#### ■制御不能な二次災害を発生させない

大規模地震時において、不特定多数の者が円滑に避難するため、道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化を支援しました。また、住まいとまちの安全性を高めるために、木造住宅や大規模建築物の耐震化を促進しました。さらに、災害発生時に県内外に正しい情報を発信するため、図上訓練において、発信すべき情報や情報発信経路をシミュレーションしたほか、災害発生時における被害状況を迅速かつ的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビシステムなどを活用した映像・画像の収集訓練を実施しました。このほか、森林が有する国土保全機能が発揮されるよう、間伐などの森林整備や林道等の老朽化対策、総合的な治山対策の推進に加え、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりに取り組みました。

# ■大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備 する

一日も早い被災地の復旧・復興に向けて、発災後の災害廃棄物を迅速に処理するための体制を整備するため、各市町による「災害廃棄物処理計画」の策定・見直しに向けた支援を行いました。あわせて、災害廃棄物処理を担う人材を育成するため、県・市町職員を対象とした講座を開催するとともに、市町や民間事業者を対象としたセミナーや図上演習を実施しました。また、宅地や建物が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止するため、被災建築物や被災宅地の危険度判定を担う人材の育成に向けた研修会や講習会を実施しました。さらに、災害時に地域の支援者になりうる外国人住民を育成するための研修を開催したほか、外国人住民を主な対象とした防災訓練や多言語情報提供に対応した図上訓練を実施しました。

# 2 総括

三重県国土強靭化地域計画の実施2年目となる平成28年度においては、「事前に備えるべき目標」の達成に向けて、ハード対策とソフト対策が一体となった防災・減災対策等を推進するとともに、防災人材の育成・活用や、国・市町・関係団体・事業者等と連携した災害対応力の向上、大規模自然災害に備えるための基盤整備などに取り組みました。

一方、昨年4月に発生した熊本地震は、死傷者が2,900名を超え、同じ場所で震度7が2回起きるという前例のない大災害となり、本県の大規模自然災害対策においても、様々な課題が明らかになりました。

平成28年度に実施した「防災に関する県民意識調査」によると、熊本地震で明らかになった課題について、生命の危機に直接関わる項目である「住宅の倒壊」に対し最も多くの方が危機感を感じており、続いて、「食料や飲み物等、救援物資が行き届かなかったこと」、「避難所外避難者への支援が遅れたこと」など発災直後の避難生活に関する課題に危機感を感じる方の割合が多いという結果となっています。

平成29年度は、これまでの取組を着実に推進するとともに、こうした課題を踏まえ、「三重県新地震・津波対策行動計画」及び「三重県新風水害対策行動計画」の次期行動計画や「三重県広域受援計画(仮称)」を策定し、取組の改善につなげていきます。

# Ⅱ 平成28年度の取組結果(成果)と課題、今後の方向性について

事 前 に 備 え る べ き 目 標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生
推進方針	①住宅・建築物等の耐震化 ②沿道建築物の倒壊防止等 ③交通施設の耐震化 ④無電柱化の推進 ⑤大規模災害を考慮した都市づくり ⑥避難路等の整備 ⑦避難場所となるオープンスペースの確保等 ⑧広域的な連携体制の構築 ⑨一時滞在施設の確保

#### 1 平成28年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

- ●住宅・建築物等の耐震化については、木造住宅の無料耐震診断を行うとともに、不特定多数の者 が利用する大規模建築物の耐震診断結果を公表する等により耐震化を促進しました。
- ●沿道のブロック塀の倒壊防止や屋外広告板の落下防止について、その対策の重要性を定期報告の対象や国土交通省による屋外広告板の緊急点検の対象となった建築物の施設管理者に対し周知するとともに、点検や安全対策が必要な者への文書指導等を行いました。また、三重県屋外広告物条例施行規則を改正(平成28年4月1日施行)し、許可更新の際に必要な「屋外広告物(掲出物件)自己点検結果報告書」の点検項目の追加や写真の添付を求めるなど、適正な点検が実施されるようにしました。
- ●鉄道施設の耐震化を促進し、安全確保を図るため、近鉄名古屋線近鉄四日市駅-川原町駅区間の 高架橋の耐震補強工事を支援し、事業が完了しました。
- ●道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化を進めました。
- ●大規模災害を考慮した都市づくりを進めるため、関係市町と調整・協議し、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を作成しました。
- ●市町が取り組む避難路等の整備について、地域減災力強化推進補助金により支援を行いました。 また、南海トラフ特措法の特別強化地域の指定市町については、同法に基づく津波避難路等の整備に係る補助の嵩上げ措置の適用に向けた助言を行うとともに、同法の指定から外れた市町に対しては、県北部海抜ゼロメートル地帯避難対策補助金により支援を行いました。
- ●避難場所となるオープンスペースを確保するため、県営都市公園北勢中央公園で園路整備等を進めました。
- ●大規模災害時における連携体制の構築に向けて、実際の災害を想定し、自衛隊との意見交換を実施しました。また、近隣府県との連携強化を図るため、中部圏及び近畿圏で実施された広域応援・ 受援の訓練に参加しました。
- ●大規模災害により交通が途絶した際、協定を締結している事業者の店舗が可能な範囲で帰宅困難者への支援を実施する「災害時帰宅支援ステーション」について、取組を広く住民に周知するた

め、協定事業者にステッカーを配布しました。

#### 今後の課題

- ●住宅・建築物の耐震化については、耐震診断を行うだけでなく、必要な耐震補強へ進むよう、建築物の所有者等に対し、働きかけを行っていく必要があります。
- ●沿道のブロック塀や屋外広告板等の安全確保について、現場審査等において注意を払うことや、 新たに建築物を設置する際に相談に対応するなど、効果的な取組を行っていく必要があります。
- ●鉄道事業者の施設の耐震化を促進するため、必要な事業費等の確保を図る必要があります。
- ●電線類の地中化については、主に歩道の整備とあわせて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。
- ●地震・津波以外の大規模自然災害への都市計画上の対応を検討する必要があります。
- ●防災・減災対策として、市町が行う避難路等の整備を引き続き支援する必要があります。
- ●都市公園の整備については、効果的かつ効率的に整備を進めていく必要があります。
- ●大規模災害時における連携体制の構築に向けて、自衛隊など関係機関との調整を進める必要があります。また、近隣府県との連携強化を図るため、積極的な訓練参加により、広域応援・受援体制を更に整備する必要があります。
- ●災害時帰宅支援ステーションの充実に向けて、引き続き、様々な業種の団体等との協定締結を進めていく必要があります。

#### 2 平成29年度の取組方向

- ●住宅・建築物の耐震化については、耐震診断で止まることなく、必要な耐震補強に早期に着手するよう、建築物の所有者等に対し、市町と連携し補助制度等を紹介しながら普及・啓発していきます。
- ●沿道のブロック塀や屋外広告板等の安全確保について、建築物防災週間(年2回)において実施する県と特定行政庁による立ち入り調査や、施設管理者からの定期報告により実態の把握に努め、 是正が必要な者に対し指導します。また、パンフレットや各種メディアを活用し、啓発に取り組みます。
- ●鉄道施設の耐震化を促進するため、国の支援策の強化等を求めていきます。
- ●電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業 を進めていきます。
- ●策定・公表した「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」、「三重県都市計画基本方針」を踏まえ、大規模災害等の災害リスク低減の考え方を広域圏の都市計画の目標等を示す圏域マスタープランに反映します。
- ●地域減災力強化推進補助金や県北部海抜ゼロメートル地帯避難対策補助金により、市町の防災・ 減災対策として避難路等の整備を促進します。
- ●県営都市公園北勢中央公園において、部分開園に向けて整備を進めるとともに、5市で都市公園の整備を進めることで、避難場所となるオープンスペースの確保を図ります。
- ●大規模災害時における連携体制の構築に向けて、自衛隊との間で教訓・課題等の協議を行うとと もに、合意事項については、総合防災訓練・図上訓練等により検証することにより、連携体制の

実効性向上を図ります。また、広域応援・受援体制の訓練に参加します。

●災害時帰宅支援ステーションの充実に向けて、各部局と連携して、様々な業種の団体と協定の締結に向けた交渉を行い、協定の締結につなげていきます。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
推進方針	①多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ②エレベーター閉じ込め事故対策の促進 ③学校施設の耐震化 ④社会福祉施設の耐震化 ⑤災害拠点病院等の耐震化 ⑥災害対応機関等の対応能力向上 ⑦災害対応能力の向上 ⑧常備消防の充実強化

- ●耐震改修促進法において耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物等(99棟)について、平成29年1月にその診断結果を県内の所管行政庁の市と共に公表を行いました。このうち、避難所として活用される建築物(ホテル、旅館等)の耐震改修について、補助制度を活用した上で、平成28年度までに3棟の工事が完了し、新たに2棟の工事に着手しました。さらに、平成29年3月に「三重県建築物耐震改修促進計画」の一部を改訂し、災害時に防災拠点となる庁舎(3棟)を、耐震診断の実施を義務付ける対象として位置付けました。
- ●エレベーターの閉じ込め事故対策については、建築物防災週間(年2回)において、県と特定行政庁により対象建築物へ立入調査を行い、地震時管制運転装置等の設置を施設管理者等に対し啓発しました。また、建築担当課窓口にパンフレットを配置し、設計関係者等に同様の啓発を行うとともに、地震時管制運転装置の設置済みマーク表示制度の普及に取り組みました。
- ●公立小中学校の建物については、2市(3棟)の校舎で補助事業を活用した改築や耐震補強が行われた結果、平成28年度をもって耐震化が完了しました。また、県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策については、11校22棟の対策工事の設計を実施しました。
- ●児童福祉関係施設について、保育所等整備交付金を活用し、2保育所において耐震補強工事を実施しました。
- ●災害拠点病院に対し、補助制度を周知するなど災害拠点病院等の耐震化を促進した結果、平成 28 年度は1病院が耐震化し、99 病院のうち 71 病院が耐震化済みの状況となりました。
- ●災害対応機関等の対応能力の向上に向けて、「訓練でできないことは、いざという災害の時に絶対にできない」との考え方のもと、救出救助・医療・道路と救援物資の機能別図上訓練及び総合図上訓練を計3回実施しました。また、実働訓練として、三重県・津市総合防災訓練において、「被災者支援拠点機能の充実」をテーマとした訓練を実施しました。
- ●大規模災害を想定した非常参集訓練等の各種訓練を実施するとともに、夜間活動に使用する現場 活動用投光機を4警察署(累計 18 警察署)に整備しました。
- ●救急救命士の新規養成と資質向上を図るため、救急救命士の新規養成支援や消防学校において救 急救命士が行うことができる特定行為など救急救命処置の拡大に対応した講習を実施しました。 また、救急業務の教育体制の充実を図るため、指導救命士養成のための講習を実施しました。

#### 今後の課題

- ●不特定多数の者が利用する大規模建築物等の所有者に対しては、耐震改修等の早期着手について 働きかけを行っていく必要があります。また、防災拠点となる庁舎(3棟)について、速やかな 耐震化を促す必要があります。
- ●エレベーターの閉じ込め事故対策については、引き続き施設管理者等へ、地震時管制運転装置等 の設置を働きかけていく必要があります。
- ●公立小中学校の建物については耐震化が完了しましたが、屋内運動場等における吊り天井等落下防止対策は、平成28年度末時点で27棟が未実施であることなどから、非構造部材の耐震対策を更に促進する必要があります。また、県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策については、早期に対策が完了できるよう実施時期等について該当校との調整を進めるとともに、その他の非構造部材の耐震対策についても未対策箇所の対策を計画的に行う必要があります。
- ●耐震診断が未実施の児童福祉関係施設について、耐震診断を実施するよう働きかけを行っていく 必要があります。また、入所施設以外の障がい関係の施設については、未耐震の施設が残されて いることから、引き続き整備を促進する必要があります。
- ●耐震工事中の病院に対する補助を引き続き行うとともに、未耐震の病院に対して耐震化を働きかける必要があります。
- ●発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、引き続き、県・市町・防災関係機関等が連携した訓練等を通じて、災害対策活動体制の充実・強化を図る必要があります。
- ●昼夜を問わずに発生する大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、初動警察体制の 強化に取り組む必要があります。
- ●救急救命士の新規養成や資質向上につながる取組を進めるとともに、消防本部において教育訓練が実施できる指導救命士の養成を図る必要があります。

#### 2 平成29年度の取組方向

- ●耐震診断結果を公表した不特定多数の者が利用する大規模建築物等については、引き続き市町と 連携しながら、建築物の所有者に対し、補助制度を活用した耐震改修等の早期着手について働き かけを行います。また、災害時防災拠点となる庁舎については、施設管理者に対し、補助制度を 紹介しながら早期の耐震化を働きかけていきます。
- ●エレベーターの閉じ込め事故対策については、建築物防災週間(年2回)において、県と特定行政庁による対象建築物への立入調査を実施するとともに、施設管理者や設計関係者等に対し、普及啓発を行います。
- ●公立小中学校の非構造部材の耐震対策については、引き続き、市町教育委員会に国の財政的支援制度などの情報提供を積極的に行うとともに、市町への財政措置が拡充されるよう国に対して要望していきます。また、県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策については、未対策の42校82棟のうち、平成29年度には、10校17棟の対策工事を予定しており、平成31年度に全棟の対策が完了するように取り組むとともに、その他の非構造部材の耐震対策については、未対策箇所の対策に計画的に取り組みます。
- ●児童福祉関係施設について、引き続き、耐震診断事業費補助金を活用した耐震診断の実施を呼び

かけるとともに、耐震改修等の取組が進むよう働きかけを行っていきます。また、入所施設以外の障がい関係の施設について、未耐震の施設が残されていることから、引き続き耐震化に向けた整備を促進します。

- ●災害拠点病院等の耐震化について、引き続き耐震化工事に対する補助を実施するとともに、計画 どおりに工事が完了するよう進捗状況を確認します。また、耐震化が未実施の病院に対して、補助制度の内容を周知し、耐震化を進めます。
- ●災害対応機関等の対応能力の向上に向けて、南海トラフ地震や内陸直下型地震を想定した県・市 町・防災関係機関等の連携による訓練等を実施します。
- ●非常参集訓練等の各種訓練を継続して実施するとともに、必要な資機材等の整備などにより初動 警察体制の強化に取り組みます。
- ●救急救命活動の向上を図るため、救急救命士養成機関における消防職員研修派遣への支援を行うとともに、救急救命士が実施可能な処置範囲の拡大に対応したブラッシュアップ講習を実施します。また、消防学校と連携して、県内全域で質の担保された救急活動が実施できるよう指導救命士の養成講習を実施します。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
推進方針	①大規模災害を考慮した都市づくり ②津波防災地域づくり、適切な情報提供等 ③防災教育の推進 ④河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全 ⑤石油タンクの漂流防止対策 ⑥避難路等の保全 ⑦避難路等の整備 ⑧水門、陸閘等の自動化、遠隔操作化

- ●大規模災害を考慮した都市づくりを進めるため、関係市町等と調整・協議し、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を作成しました。
- ●南海トラフ地震に備え、地震によって発生する震動及び津波の発生をいち早く検知し、被害を最小限に抑えるため「DONETを活用した津波予測・伝達システム」について、5月から伊勢志摩地域を対象に運用を開始しました。また、三重県における津波避難の基本的な考え方である「津波避難に関する三重県モデル」について、地域における津波避難計画作成の取組を県内各地域に水平展開させるため、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局との連携や、「みえ防災人材バンク」の登録者等の活用により、地域の取組を支援しました。さらに、適切な災害情報等の提供に向けて、防災情報プラットフォームについて地図等を活用して災害情報や避難所開設情報等の提供が可能な新たなプラットフォームを構築しました。
- ●風水害の項目などを充実した改訂版「防災ノート」を、県内全公立小中学校及び県立学校等の新入生及び新小学校4年生に配付するとともに、外国人児童生徒に外国語版(5か国語)を配付しました。また、防災学習用ポータルサイト「学校防災みえ」を県教育委員会のホームページに6月に開設し、平成29年3月には、防災ノートを活用した効果的な防災学習の進め方の映像指導資料を作成しました。また、中高生が支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、県内の中高生36名が8月に、東日本大震災の被災地を訪問しボランティア活動や交流学習等に取り組むとともに、訪問後は参加中高生が各学校で還流報告を実施したほか、成果報告会を県内で3回実施しました。さらに、教職員を対象とした研修について、初任者、6年次、11年次、新任管理職の研修に防災教育の内容を盛り込んで実施したほか、学校防災リーダー等教職員の研修を8月に4回、「みえ防災・減災センター」と連携して体験型防災学習の実践研修を11月に5回実施しました。また、学校の要請に応じて職員を派遣し、学校が実施する防災学習、防災研修、家庭や地域と連携した防災訓練等の取組を支援しました。
- ●河口部の水門・排水機場等については、堀切川防潮水門の耐震対策が完了しました。津波浸水予測区域内の河川堤防については、対策が必要とされた脆弱箇所 183 箇所のうち、29 箇所において対策を実施しました。海岸堤防の高潮対策については、農地海岸 3 地区(L=40m)、漁港海岸 3 地区(L=13m)、建設海岸 15 地区(L=1.2km)の整備及び耐震対策(約 L=0.6km)を実施しました。港湾施設については、津松阪港(大口地区)の岸壁更新(L=24m)、宇治山田港(大湊地区)の護岸更新(L=90m)、長島港(江ノ浦大橋)の耐震対策(橋脚補強1基)を実施しました。

- ●石油コンビナート防災アセスメントで想定された災害に対応した、「三重県石油コンビナート等防 災計画」について、コンビナート事業者に対して周知を行いました。
- ●津波浸水予測区域内の急傾斜地崩壊危険箇所において、避難地、避難路の保全を行うために、16 箇所で擁壁などの整備を進め、うち6箇所が完成しました。また、道路の途絶を防ぐため、緊急 輸送道路となっている街路の無電柱化を進めました。
- ●市町が取り組む避難路等の整備について、地域減災力強化推進補助金により支援を行いました。 また、南海トラフ特措法の特別強化地域の指定市町については、同法に基づく津波避難路等の整備に係る補助の嵩上げ措置の適用に向けた助言を行うとともに、同法の指定から外れた市町に対しては、県北部海抜ゼロメートル地帯避難対策補助金により支援を行いました。
- ●二級河川井戸川において、防潮水門の遠隔操作化に取り組みました。

#### 今後の課題

- ●地震・津波以外の大規模自然災害への都市計画上の対応を検討する必要があります。
- ●「DONETを活用した津波予測・伝達システム」について、関係市町と同システムの活用について検討するとともに、南部展開に向けた取組を進める必要があります。また、「津波避難に関する三重県モデル」の取組について、県内各地域への水平展開を図る必要があります。さらに、県民にわかりやすく適切な災害情報等の提供を行う必要があります。
- ●引き続き、「防災ノート」や指導者用資料の充実に取り組むとともに、学校における防災教育の推進に取り組む必要があります。また、被災地で得られた教訓や経験を、県内の防災教育・防災対策につなげていくとともに、平成28年4月に発生した熊本地震で指摘された避難所運営などの課題への対応も進めていく必要があります。
- ●河川・海岸堤防等の整備・耐震化等については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。
- ●石油タンクの漂流防止対策など「三重県石油コンビナート等防災計画」の災害予防計画について、 関係機関と連携して、コンビナート事業者へ周知し、対応を促していく必要があります。
- ●土砂災害から県民の生命・財産を保全するため、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、津波浸水予測区域内の急傾斜地崩壊危険箇所における避難地、避難路の保全を推進する必要があります。また、電線類の地中化については、主に歩道の整備とあわせて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。
- ●避難路整備など市町が行う防災・減災対策について、引き続き支援する必要があります。
- ●防潮水門の遠隔操作化等に引き続き取り組む必要があります。

#### 2 平成29年度の取組方向

- ●策定・公表した「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」、「三重県都市計画基本方針」を踏まえ、大規模災害等の災害リスク低減の考え方を広域圏の都市計画の目標等を示す圏域マスタープランに反映します。
- ●「DONE Tを活用した津波予測・伝達システム」について、伊勢志摩地域における運用を継続するとともに、県南部地域7市町への展開にあたって、対象市町の津波被害シュミレーションの作成や気象業務法に基づく津波予報業務の認可取得に向けた取組を行います。また、「津波避難に

関する三重県モデル」の作成について、引き続き、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と 連携して、地域の取組を支援します。さらに、新しい防災情報プラットフォームによる災害情報 や避難所開設情報等の提供により、県民にわかりやすく適切な災害情報の提供を行います。

- ●学校で「防災ノート」を活用した防災学習がより効果的に実施されるとともに、家庭において児童生徒と保護者が防災について話し合うことができるよう、「防災ノート」など、防災学習教材の一層の充実を図ります。また、県内の中高生が、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、東日本大震災被災地でのボランティア活動や交流学習等の防災教育に取り組みます。さらに、家庭や地域と連携した体験型防災学習等の実施を支援するとともに、「みえ防災・減災センター」と連携して、体験型防災学習(HUG)など避難所運営の課題対策も取り入れた、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修の充実を図ります。
- ●河口部の水門・排水機場等の耐震対策については、鵜方水門・横川防潮水門の対策を継続します。 津波浸水予測区域内の河川堤防については、4箇所において脆弱箇所対策を実施します。海岸堤 防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していき ます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、計画的に老朽化 対策や耐震化対策を進めます。
- ●石油タンクの漂流防止対策を含めた石油コンビナートの防災対策について、関係機関と連携し、 コンビナート事業者への指導を行います。
- ●関係市町及び住民と連携を図り、津波発生時における避難地及び避難路の保全を引き続き推進します。また、電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、 円滑に事業を進めていきます。
- ●地域減災力強化推進補助金や県北部海抜ゼロメートル地帯避難対策補助金により、避難路整備など市町の防災・減災対策を促進します。
- ●二級河川井戸川の防潮水門の遠隔操作化を進めます。また、熊野灘沿岸の動力化済み大型陸閘の 遠隔操作化等については、優先して整備していくべき吉津港海岸の事業化に向けた調整を進めます。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
推進方針	①河川の整備 ②ハザードマップの作成支援 ③河川堆積土砂の撤去 ④河川·海岸·港湾·砂防施設の点検と対策 ⑤浸水想定区域図の作成 ⑥災害対策用機械等の操作人材の育成 ⑦職員の人材育成

#### 取組結果(成果)

- ●洪水による浸水被害を軽減するため、効果的・効率的な河川整備を実施し、三滝川など 16 河川で整備を進めました。
- ●市町が取り組むハザードマップの作成について、地域減災力強化推進補助金により支援を行いました。また、内水ハザードマップについて、過去に浸水実績のあった3市に対して必要性を説明し、ハザードマップの作成に向けた取組を進めました。このうち2市において内水ハザードマップの作成に必要な内水浸水シミュレーションの準備を進めました。
- ●「箇所選定の仕組み」による「河川堆積土砂撤去推進調整会議」を開催し、関係市町の意見を踏まえ、河川堆積土砂の撤去必要箇所の選定を行い、約46万㎡の河川堆積土砂を撤去しました。
- ●河川・海岸・港湾・砂防施設を常時良好な状態に保つため、年1回の定期点検を実施し、点検結果に基づき緊急修繕の必要な施設については、適切に修繕を実施しました。
- ●市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な河川の浸水想定区域図の作成について、14 河川において取り組み、6 河川において作成しました。
- ●7月に海蔵川及び櫛田川で実施された国土交通省主催の災害対策機械等操作訓練に参加し、排水 ポンプ車等の操作技術の習得に取り組みました。
- ●県職員を対象とした職員防災一斉メールによる情報伝達訓練を実施しました。また、課長級職員を対象にした防災研修について、特に初動期における各所属の責任者である課長級職員がどのように動くのかについて学ぶ内容として、「三重県地域防災計画の確認」、「災害を経験した被災県職員の体験談」及び「状況予測型図上訓練」の研修を実施しました。

#### 今後の課題

- ●河川の整備については、効果的かつ効率的に施設整備等を進めていく必要があります。
- ●ハザードマップの作成など市町が行う防災・減災対策について、引き続き支援する必要があります。また、内水ハザードマップについて、内水浸水シミュレーションを実施するためには、放流先の河川の洪水シミュレーションの内容を取り入れる必要があるため、河川管理者と協議を進める必要があります。
- ●堆積土砂の撤去が必要な河川が多く残されていることから、今後も継続して堆積土砂撤去事業を 推進していく必要があります。
- ●河川・海岸・港湾・砂防施設の安定的な機能確保を図るため、引き続き施設の点検を実施し、施設の予防保全に取り組んでいく必要があります。
- ●水防法の改正にともない、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域図を作成する必

要があることから、既に作成している水位周知河川の浸水想定区域図を見直す必要があります。

- ●防災・減災に向けた迅速な対応ができるよう、現地で作業を行う職員が訓練に参加し災害対策機 械等操作技術を習得することが必要です。
- ●職員防災一斉メールを使用した情報伝達訓練については、連絡不可者が多い所属に対して、単独の訓練実施を呼びかけるなど様々な機会を通じた啓発・指導を行う必要があります。また、課長級職員を対象とした防災研修については、各所属の責任者として取るべき行動に関する意識を醸成する必要があります。

#### 2 平成29年度の取組方向

- ●河川の整備については、木津川など16河川で河川整備を進めます。
- ●ハザードマップ作成など市町の防災・減災対策について、地域減災力強化推進補助金により支援を行います。また、内水ハザードマップについて、過去に浸水実績のあった市町に対し、引き続き必要性を説明し、内水ハザードマップ作成の働きかけを行います。特に内水浸水シミュレーションに着手する市には、技術的助言を行います。
- ●洪水被害の防止・軽減を図るため、引き続き「箇所選定の仕組み」により関係市町と情報共有し、 優先度等を検討しながら河川堆積土砂撤去を進めていきます。
- ●河川・海岸・港湾・砂防施設の点検を実施し、施設の状態把握に努め、その結果に基づき適切な 対策措置を講じていきます。
- ●水位周知河川に指定されている8河川において、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域図を作成するとともに、新たに1河川において浸水想定区域図の作成に着手します。
- ●国土交通省からの情報を共有し、地域機関の職員に災害対策機械等操作訓練への積極的な参加を 促します。
- ●職員防災一斉メールを使用した情報伝達訓練について、職員に対する確実な伝達をめざして引き続き訓練を行います。また、課長級職員対象の防災研修では、引き続き所属長としての防災に関する意識醸成をめざした研修を実施します。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
推進方針	①適切な災害情報の提供 ②宅地災害予防対策の推進 ③土砂災害防止施設の整備 ④土砂災害警戒区域等の指定 ⑤警戒避難体制整備等のソフト対策 ⑥大規模災害を考慮した都市づくり ⑦治山施設の整備、自然と共生した森林づくり ⑧ため池の耐震化等

- ●防災情報提供プラットフォームについて、気象情報・災害情報等を収集し、ホームページやメール配信により県民に情報提供を行いました。また、よりわかりやすい情報提供や的確な災害対応が行えるよう、新しい防災情報プラットフォームの構築を行いました。さらに、台風などの風水害対策として、発災前から「いつ、誰が、何をするべきか。」を時系列で整理した「三重県版タイムライン」について、県災害対策本部総括部隊のタイムライン(試行版)を策定しました。
- ●梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、広報活動を行うことにより、宅地防災に対する県民意識の高揚を図りました。また、開発施工区域内を県と市が合同でパトロールし、がけ法面の崩れや土砂流出がないことを確認しました。さらに、宅地等開発事業者にパトロールを行うよう指導し、工事現状の把握と危険箇所等の点検を実施しました。
- ●土砂災害から県民の生命・財産を守ることを目的として、土砂災害防止施設の整備を進めた結果、 平成28年度末の保全人家戸数は18,418戸(保全率26.6%)になりました。
- ●土砂災害の恐れに対して的確な判断ができる警戒避難体制づくりを目的として、土砂災害防止法に基づく基礎調査を進め、12 市 6 町で実施した結果、実施率は 59.8%になりました。
- ●市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として、市町担当者を対象に「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を年3回開催し、全市町において土砂災害に関する防災 訓練が実施されるなど、防災意識の向上が図られました。
- ●大規模災害を考慮した都市づくりを進めるため、関係市町等と調整・協議し、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を作成しました。
- ●山地災害危険地対策や機能の低下した保安林の整備等、治山対策を実施するとともに、市町や森林組合等の林業事業体による造林・間伐などの森林整備や鳥獣害対策を支援しました。また、森林環境創造事業等による多様な森林づくりや、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりに取り組みました。
- ●老朽化が著しい農業用ため池3箇所の耐震対策を実施し、農業用ため池1箇所が完了しました。 農業用ため池ハザードマップの作成について26市町に働きかけを行い、危険なため池のハザード マップ作成に向けた意識の向上を図った結果、農業用ため池37箇所においてハザードマップを作 成しました。(県内累計424箇所)

#### 今後の課題

- ●適切な災害情報の提供に向けて、引き続き、県民にわかりやすい情報の提供を行うとともに、災害対応への活用を図る必要があります。また、「三重県版タイムライン」について、関係機関と連携しながら総括部隊用タイムラインの試行を重ねるとともに、総括部隊以外の他部隊のタイムラインの策定を進める必要があります。
- ●「宅地防災月間」以外でも開発施工区域をパトロールし、開発事業者の安全意識の向上を図る必要があります。また、既存の造成宅地について大規模盛土造成地の有無の把握等を進める必要があります。
- ●土砂災害保全率は依然として低い状態であることから、引き続き土砂災害防止施設の整備を推進する必要があります。
- ●土砂災害防止法に基づく基礎調査の平成 31 年度までの完了に向けた取組を進める必要があります。
- ●土砂災害に関する避難勧告等の発令についての基準を定めていない市町があることから、「土砂災 害警戒避難ガイドライン」をもとに的確な判断ができる警戒避難体制づくりや避難勧告等の発令 基準制定の取組を支援する必要があります。
- ●地震・津波以外の大規模自然災害への都市計画上の対応を検討する必要があります。
- ●平成28年の台風等で発生した山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策等を推進する必要があります。また、森林所有者の理解と協力を得て、公益的機能の発揮に向けた森林の整備を引き続き進める必要があります。
- ●農業用ため池の耐震調査の推進とあわせ、市町等と協議のうえ、計画的に耐震化を進めていく必要があります。また、農業用ため池が決壊した場合、人命等に被害が及ぶことから、早急にハザードマップを作成する必要があります。

#### 2 平成29年度の取組方向

- ●適切な災害情報を提供するため、新しい防災情報プラットフォームにより、地図等を活用して災害情報や避難所開設情報等を県民にわかりやすく提供するとともに、被害情報や対応経過を時系列の一覧表で管理し、市町等と情報共有を行うことにより、迅速かつ的確な災害対策本部活動につなげます。また、「三重県版タイムライン」について、県災害対策本部総括部隊で使用するタイムラインの試行を重ね、関係機関と調整を図りながら、総括部隊以外の他部隊のタイムラインを策定します。
- ●5月の「宅地防災月間」の取組を実施することで防災意識の向上を図るとともに、開発施工区域 については、秋期にもパトロールを実施することで災害の未然防止に努めます。また、4市町に おいて既存の造成宅地の大規模盛土造成地に関する調査に着手します。
- ●激甚化の傾向にある自然災害に対応するため、土砂災害防止施設の整備を引き続き推進し、土砂 災害保全戸数の増加を図ります。
- ●土砂災害防止法に基づく基礎調査については、津市、伊勢市、伊賀市、熊野市など 12 市 6 町、約 2,200 箇所で実施します。
- ●市町担当者を対象に、「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を年3回開催 し、市町が行う警戒避難体制づくりや、土砂災害に関する避難勧告等の発令基準制定の取組を引

き続き支援します。

- ●策定・公表した「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」、「三重県都市計画基本方針」を踏まえ、大規模災害等の災害リスク低減の考え方を広域圏の都市計画の目標等を示す圏域マスタープランに反映します。
- ●平成28年の台風等による山地災害の復旧や保安林内の森林整備等を進めるとともに、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所で治山事業を実施し、災害の未然防止を進めます。また、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、環境林における間伐等の森林整備を促進するとともに、「みえ森と緑の県民税」を活用し、流木となるおそれのある渓流沿いの樹木の伐採・搬出等を行うなど、災害に強い森林づくりを進めます。
- ●農業用ため池の耐震化については、継続箇所の早期完了に取り組むとともに、耐震調査やハザードマップの作成を進め、ハード対策・ソフト対策の両面から計画的に取組を推進していきます。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
推進方針	①情報提供手段及び情報収集手段の多様化·確実化 ②地方公共団体の人員·体制整備 ③交通渋滞の回避 ④避難体制整備の支援

#### 取組結果(成果)

- ●防災情報提供プラットフォームについて、気象情報・災害情報等を収集し、ホームページやメール配信により県民に情報提供を行いました。また、よりわかりやすい情報提供や的確な災害対応が行えるよう、新しい防災情報プラットフォームの構築を行いました。
- ●災害対策活動の充実を図るため、「災害対策本部運営要領」を基にした訓練を実施しました。
- ●信号機が停止した場合を想定し、警察官による交通整理訓練の実施や、可搬型発動発電機を使用 した訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者 による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。
- ●市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として、市町担当者を対象に、「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を年3回開催し、全市町において土砂災害に関する防災訓練が実施されるなど、防災意識の向上が図られました。

#### 今後の課題

- ●適切な災害情報の提供に向けて、引き続き、県民にわかりやすい情報の提供を行うとともに、災害対応への活用を図る必要があります。
- ●様々な訓練を通じて、「災害対策本部運営要領」に基づく災害対策活動の定着を図る必要があります。
- ●三重県内の約3,000箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信 号機は125箇所の主要交差点しか整備されていないことから、引き続き電源付加装置を有する信 号機の整備を推進していく必要があります。
- ●土砂災害に関する避難勧告等の発令についての基準を定めていない市町があることから、「土砂災害警戒避難ガイドライン」をもとに的確な判断ができる警戒避難体制づくりや避難勧告等の発令基準制定の取組を支援する必要があります。

#### 2 平成29年度の取組方向

- ●適切な災害情報を提供するため、新しい防災情報プラットフォームにより、地図等を活用して災害情報や避難所開設情報等を県民にわかりやすく提供するとともに、被害情報や対応経過を時系列の一覧表で管理し、市町等と情報共有を行うことにより、迅速かつ的確な災害対策本部活動につなげます。
- ●災害対策活動の定着化をめざして、引き続き、様々な訓練を実施します。
- ●停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を 推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、信号

機へ可搬型発動発電機を接続した復旧訓練を実施します。

●市町担当者を対象に、「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を年3回開催し、市町が行う警戒避難体制づくりや、土砂災害に関する避難勧告等の発令基準制定の取組を引き続き支援します。

 事前に備えるべき目標
 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

 リスクシナリオ
 -1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

 ①物資輸送ルート(陸路)の確保
 ②物資輸送ルート(空路、海路)の確保

 ②物資輸送ルート(空路、海路)の確保
 ③迅速な道路啓開の態勢整備

 ④水道施設の耐震化等
 ⑤燃料の備蓄の促進

 ⑥民間物流施設等の災害対応力の強化<br/>⑦各家庭における備蓄量の確保

⑧自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制の構築

#### 1 平成28年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

- ●大規模災害時に県民の皆さんの命を守るため、高規格幹線道路の早期全線開通に向け重点的に取り組みました。近畿自動車道紀勢線については、熊野尾鷲道路(Ⅱ期)では工事が本格的に進められ、熊野道路や新宮紀宝道路では用地幅杭が設置されるなど進捗が図られました。直轄国道については、国道42号松阪多気バイパスの一部が開通するなど整備促進が図られました。また、地域高規格道路等の県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進した結果、第2次緊急輸送道路に指定されている国道260号(南島バイパス)において約1.3kmを供用したほか、同じく第2次緊急輸送道路に指定されている国道368号(上長瀬)において約0.3kmを供用しました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、国道368号の桜橋、久米橋や県道大台宮川線の多度橋等、12橋の耐震化を図りました。
- ●緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁は4漁港のうち、完了していない2漁港の整備を進めるとともに、粘り強い構造を有する施設は3漁港のうち、完了していない2漁港の整備を進めました。また、県南部の災害時の孤立対策のため、東紀州(紀南)広域防災拠点において航空燃料の備蓄を行いました。
- ●道路啓開の態勢整備を図り、8月に国・県・建設企業と連携した道路啓開情報伝達訓練を実施しました。
- ●水道については、浄水場の急速ろ過池等 15 施設について耐震詳細診断業務を実施し、四日市市水沢町地内において管路の耐震化工事(延長 L=0.8 km)を実施しました。工業用水道については、山村浄水場の耐震化工事に着手するとともに、北勢水道事務所管内において老朽管の布設替などによる管路の耐震化工事(延長 L=1.5km)を行いました。また、平成 29 年 3 月に「企業庁経営計画」(平成 29 年度~平成 38 年度)を策定し、水道・工業用水道施設の耐震化に関する今後 10 箇年の目標を定めました。さらに、「三重県水道広域応援協定」に基づき、各市町の資機材保有状況を更新するとともに、震災・災害・事故を想定した年間訓練計画に基づき、受水市町等との研修・訓練を 4 回実施しました。
- ●県立学校については、燃料(発電機用ガソリン、プロパンガス)の備蓄状況を確認しました。
- ●民間物流施設等の災害対応力の強化のため、「みえ企業等防災ネットワーク」において企業における防災人材の育成をめざした地域別企業防災研修を開催しました。また、企業の業務継続計画(BCP)の策定を促進するため、「みえ企業等防災ネットワーク」にBCP普及分科会を設置し、計画策定を希望する企業に対して策定支援を行いました。

- ●個人備蓄の必要性を啓発するため、新聞など多様なメディアの活用や啓発冊子の配布を実施すると ともに、自主防災リーダー人材育成講座において呼びかけを実施しました。
- ●「三重県災害時物資支援活動基本方針」に基づいた具体的事項の検討を行うため、県の救援物資体制を検討するワーキンググループを設置し、「救援物資部隊活動マニュアル(案)」を作成しました。また、大規模災害時に国や他県、関係機関等の支援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるため、「三重県広域受援計画(仮称)」について、熊本地震の課題を踏まえ、関係機関と計画策定のための検討を行いました。このほか、物資の備蓄について、公的備蓄の必要量や、県と市町の役割分担について整理した「三重県備蓄・調達基本方針」を策定しました。

#### 今後の課題

- ●高規格幹線道路等の未事業化区間の存在、大規模自然災害の発生への懸念などの課題が残っていることから、更なる整備促進とともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかけるほか、 県管理道路の効率的・効果的な整備を進める必要があります。また、緊急輸送道路上の耐震未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に耐震化を進めていく必要があります。
- ■緊急時の物資輸送拠点や漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い構造を 有する施設を早期に整備する必要があります。
- ●発災時に迅速な道路啓開を展開するため、国・県・建設企業が連携した情報伝達訓練を今後も継続して実施する必要があります。
- ●東日本大震災の教訓を踏まえ、将来発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震に備えるため、計画的に水道施設の改良を推進する必要があります。また、大規模災害時において被害が広範囲に及ぶ場合は、県内全市町、東海四県、近隣府県営水道用水供給事業者等が連携して応急措置等を円滑に実施していく必要があります。
- ●県立学校において、発電機用ガソリン、プロパンガスのいずれの燃料も備蓄していない学校があることから、これらの学校への燃料の備蓄に取り組んでいく必要があります。
- ●民間物流施設等の災害対応力の強化など企業における防災活動を効果的に進めるため、防災人材を 育成する必要があります。また、企業防災の取組を促進させるため、引き続き企業のBCP策定支 援を行う必要があります。
- ●個人備蓄の必要性について、県民の意識の浸透と定着に向けた啓発を行う必要があります。
- ●県の救援物資体制を検討するワーキンググループにおいて、各部隊や班、拠点等の体制に合わせた整理や見直しを続ける必要があります。また、大規模災害時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国や他県、関係機関等の応援体制を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげる必要があります。

### 2 平成29年度の取組方向

- ●大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路(II期)、熊野道路及び新宮紀宝道路等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)及び松阪多気バイパス等の直轄国道の整備促進を図るとともに、鈴鹿四日市道路や近畿自動車道紀勢線の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。県管理道路については、高規格幹線道路及び直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備を行うとともに、待避所の設置や道路空間を有効に活用した部分的な改良などの柔軟な整備手法を用いて、整備を推進します。また、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保した上で国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。
- ●耐震強化岸壁の整備や漁港事業継続計画(BCP)の策定を進めるとともに、漁港及び背後集落の被害軽減に取り組みます。
- ●道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた情報伝達訓練を継続して実施します。
- ●「企業庁経営計画」(平成29年度~平成38年度)に基づき、浄水場施設については、耐震詳細診断の結果、対応が必要となった耐震化工事を進めるとともに、水道は液状化が想定される地域での管路の耐震化、工業用水道は老朽管の更新にあわせた管路の耐震化の工事等についても計画的に実施します。また、災害の早期復旧が可能となるよう、市町やユーザー、民間事業者などと連携した訓練を実施するとともに、相互応援協定を締結する中部圏、近畿圏の府県市とも平時から応援体制や備蓄資機材等の情報共有を行うことで、応援体制を強化していきます。
- ●燃料備蓄のない県立学校への備蓄方法等について、状況の把握、協議・調整を行い、備蓄に向けた取組を始めます。また、公立小中学校については、燃料の備蓄状況を把握するとともに、備蓄を要請していきます。
- ●民間物流施設等の災害対応力の強化など企業における防災活動を効果的に進めるため、「みえ企業等防災ネットワーク」と連携した企業の防災人材の育成を図るとともに、企業に対する防災・減災に関する相談に対応します。また、企業のBCP策定促進のため、企業に対して啓発活動を行うとともに、策定の取組を行う企業への支援を実施します。
- ●個人備蓄について、多様なメディアや研修、イベント等あらゆる媒体や機会を活用して啓発を行います。
- ●災害ロジスティクス中部広域連絡会議・三重県地域部会の構成員として、計画等の検討や各種訓練等に参加し、発災時の円滑な物資調達及び供給体制の構築に努めます。また、平成 29 年度に策定予定の「三重県広域受援計画(仮称)」において、業務継続が必要な重要施設や緊急車両への燃料供給について、国や関係機関と連携して燃料の輸送・供給体制の確保に関する対応内容を定めるとともに、国のプッシュ型支援による物資を受け入れる県及び市町の物資拠点の明記や物資の円滑な受け入れと市町への配分を行うための対応内容を定めます。さらに、救援物資部隊の体制検討ワーキンググループの開催を継続し、「救援物資部隊活動マニュアル(案)」の検証・充実を図ります。

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行わ 事前に備え るべき目標 れる(それがなされない場合の必要な対応を含む) -2 多数かつ長期にわたる孤立集落(離島を含む)等の同時発生 リスクシナリオ ①緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備 ②孤立化防止対策事業への支援等 ③雨量規制区間の代替ルートの確保 ④災害発生時に避難路となる林道、農道及び漁港関連道の整備 ⑤漁港施設の防災・減災対策 推進方針 ⑥災害発生後の機動的:効率的な活動の確保 ⑦民間備蓄等との連携 ⑧行政機関の機能低下の回避 ⑨被災による機能低下の回避

#### 1 平成28年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

⑩災害情報の収集

- ●大規模災害時に県民の皆さんの命を守るため、高規格幹線道路の早期全線開通に向け重点的に取り組みました。近畿自動車道紀勢線については、熊野尾鷲道路(Ⅱ期)では工事が本格的に進められ、熊野道路や新宮紀宝道路では用地幅杭が設置されるなど進捗が図られました。直轄国道については、国道 42 号松阪多気バイパスの一部が開通するなど整備促進が図られました。また、地域高規格道路等の県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進した結果、第2次緊急輸送道路に指定されている国道 260 号(南島バイパス)において約1.3kmを供用したほか、同じく第2次緊急輸送道路に指定されている国道 368 号(上長瀬)において約0.3kmを供用しました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、国道 368 号の桜橋、久米橋や県道大台宮川線の多度橋等、12 橋の耐震化を図りました。
- ●県内の孤立可能性集落数の把握と孤立可能性集落における対策の実施状況について調査を実施しました。また、地域減災力強化推進補助金により、衛星携帯電話整備や防災行政無線個別受信機整備など、市町が取り組む孤立化防止対策について支援を行いました。
- ●雨量規制代替ルートとなる一般国道 422 号三田坂バイパスについては、橋梁上部工、トンネル設備工等の進捗を図りました。
- ●避難路として利用可能となる農道12箇所のうち、整備が完了していない2箇所について整備を進め、1箇所の整備が完了しました。また、漁港関連道についても1箇所の整備を進めました。
- ●緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁は4漁港のうち、完了していない2漁港の整備を進めました。また粘り強い構造を有する施設は3漁港のうち、完了していない2漁港の整備を進めました。
- ●災害発生後の機動的・効率的な活動の確保のため、救出救助・医療・道路と救援物資の機能別図上訓練及び総合図上訓練を計3回実施したほか、実働訓練として、三重県・津市総合防災訓練において、「被災者支援拠点機能の充実」をテーマとした訓練を実施しました。また、防災情報提供プラットフォームについて、気象情報・災害情報等を収集し、ホームページやメール配信により県民に情報提供を行うとともに、よりわかりやすい情報提供や的確な災害対応が行えるよう、新しい防災情報プラットフォームの構築を行いました。
- ●災害時の支援等に関する協定について、三重県レンタカー協会と協定を締結しました。

- ●行政機関の機能低下を回避するため、三重県業務継続計画(三重県BCP)について、平成27年度に整理した災害発生時の優先業務を継続的に見直すため、各部局において検証を行いました。また、市町の業務継続計画(市町BCP)の策定促進のため、市町訪問や研修会開催などの支援を行いました。
- ●「「三重県警察業務継続計画(三重県警察BCP)」について、被災による業務機能低下を回避するため、8月に計画の見直しを行いました。
- ●大規模災害を想定した三重県・津市合同防災訓練において、ヘリコプターテレビシステムを活用した訓練を実施しました。

#### 今後の課題

- ●高規格幹線道路等の未事業化区間の存在、大規模自然災害の発生への懸念などの課題が残っていることから、更なる整備促進とともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかけるほか、県管理道路の効率的・効果的な整備を進める必要があります。また、緊急輸送道路上の耐震未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に耐震化を進めていく必要があります。
- ●災害時に集落が孤立することによる被害発生防止のため、引き続き、災害時における孤立可能性 について把握するとともに、市町が行う孤立化防止対策について支援する必要があります。
- ●雨量規制区間の代替ルートとなる一般国道 422 号三田坂バイパスについて、平成 29 年度の供用開始に向け、事業進捗を図る必要があります。
- ●避難路としての農道や林道等の道路整備を進めていく必要があります。
- ●緊急時の物資輸送拠点や漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い構造 を有する施設を早期に整備する必要があります。
- ●発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、引き続き、県・市町・防災関係機関等が連携した訓練等を通じて、災害対策活動体制の充実・強化を図る必要があります。また、適切な災害情報の提供に向けて、引き続き、県民にわかりやすい情報の提供を行うとともに、災害対応への活用を図る必要があります。
- ●地方公共団体、企業、事業者団体等との協定締結の促進や協定内容の充実を図っていく必要があります。
- ●三重県業務継続計画(三重県BCP)について、組織の改編や業務内容の変更を踏まえ継続的な 更新を進める必要があります。また、市町に対して、大規模災害に備え市町BCP策定を支援す る必要があります。
- ●大規模災害発生時においても、治安及び県民生活に重大な影響を及ぼさないよう、「三重県警察業務継続計画(三重県警察BCP)」を継続的に見直していく必要があります。
- ●災害発生時における画像情報を迅速かつ的確に収集・伝達するため、引き続き、ヘリコプターテレビシステムを活用した訓練を実施するとともに、有事の際に備えて、同システムの適切な維持・管理により機能の確保を図っていく必要があります。

#### 2 平成29年度の取組方向

#### 取組方向

●大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるため、 新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路(Ⅱ期)、熊野道路及び新宮紀宝道路等の高規 格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)及び松阪多気バイパス等の直轄国道の整備促進を図るとともに、鈴鹿四日市道路や近畿自動車道紀勢線の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。県管理道路については、高規格幹線道路及び直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備を行うとともに、待避所の設置や道路空間を有効に活用した部分的な改良などの柔軟な整備手法を用いて、整備を推進します。また、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保した上で国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。

- ●孤立可能性のある集落の状況把握について、引き続き実施します。地域減災力強化推進補助金により、市町が行う孤立化防止対策について支援を実施します。
- ●雨量規制区間の代替ルートとなる一般国道 422 号三田坂バイパスの事業進捗を図るため、舗装工等を実施します。
- ●整備が完了していない農道1箇所について、早期に整備を推進します。
- ●耐震強化岸壁の整備や漁港事業継続計画(BCP)の策定を進めるとともに、漁港及び背後集落の被害軽減に取り組みます。
- ●災害発生後の機動的・効率的な活動の確保のため、南海トラフ地震や内陸直下型地震を想定した 県・市町・防災関係機関等の連携による訓練等を実施します。また、適切な災害情報を提供する ため、新しい防災情報プラットフォームにより、地図等を活用して災害情報や避難所開設情報等 を県民にわかりやすく提供するとともに、被害情報や対応経過を時系列の一覧表で管理し、市町 等と情報共有することにより、迅速かつ的確な災害対策本部活動につなげます。
- ●災害時における広域連携・支援体制を構築するため、各部局と連携して、様々な業種の団体と協 定の締結に向けた交渉を行い、協定の締結につなげていきます。
- ●三重県業務継続計画(三重県BCP)について、引き続き各部局における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。また、市町BCPの策定促進のため、策定済み市町のBCPを未策定市町へ提供するとともに、策定に関する研修の開催等を実施します。
- ●災害情勢や各種訓練における検証結果等を踏まえ、「三重県警察業務継続計画(三重県警察BCP)」の見直しに向けた取組を推進します。
- ●ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達を継続して実施するとともに、災害発生時に即応できるよう、機上設備及び地上設備の保守点検に取り組んでいきます。また、平成29年9月に供用開始する新たな防災ヘリコプターには、機外カメラにより撮影した動画等を即座に地上へ電送する「ヘリコプターテレビ電送装置」や、全国の消防防災ヘリコプターの活動位置をリアルタイムに把握し、応援ヘリコプター等に対して災害の発生エリアや詳細情報を共有できる「動態管理システム」、林野火災や遭難者の捜索等に活用する「赤外線カメラ」等を装着することとしており、これらの機器を活用して、迅速な被害情報の確認・収集や広域防災対策活動、山岳・水難捜索事案等に対応することができるよう取り組みます。

事前に備え	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行わ
るべき目標	れる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
リスクシナリオ	-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的
	不足
	①救助機関の災害対応力強化
	②災害対応能力の向上
	③常備消防の充実強化
	④災害医療の体制整備
144 344 -1- 51	⑤消防団員等の人材育成
推進方針	⑥合同訓練等の実施
	⑦警察施設、消防施設の耐震化等
	⑧情報通信機能の耐災害性の強化
	<ul><li>③消防救急無線のデジタル化</li></ul>
	⑩自治体、関係府省庁の連携

- ●救助機関の災害対応力強化や災害対応能力の向上のため、大規模災害に備えた連携強化について、 実際の災害を想定し、自衛隊との意見交換を実施しました。また、近隣府県との連携強化を図る ため、中部圏及び近畿圏で実施された広域応援・受援の訓練に参加しました。
- ●大規模災害を想定した非常参集訓練等の各種訓練を実施するとともに、夜間活動に使用する現場 活動用投光機を4警察署(累計 18 警察署)に整備しました。
- ●大規模災害発生時において、災害警備活動を迅速かつ的確に実施できるよう、警察本部と各警察署との間での被災情報の収集・報告や警察活動の指示・報告等を行う図上訓練、各警察署における装備資機材の取扱訓練などの各種災害警備訓練を通じて災害対処能力の向上を図りました。また、防災関係機関との間で的確な情報共有や活動調整が行えるよう、各警察署において、防災関係機関が主催する協議会や合同訓練に参加するとともに、防災関係機関との災害危険箇所の合同実査など、連携強化に向けた取組を実施しました。さらに、岐阜県内で実施された中部管区内6県警察合同訓練において部隊輸送、救出救助等の訓練を実施し、警察災害派遣隊の広域運用を見据えた災害対処能力の向上を図りました。
- ●救急救命士の新規養成と資質向上を図るため、消防学校において、救急救命士の新規養成支援や救急救命士が行うことができる特定行為等救急救命処置の拡大に対応した講習を実施するとともに、救急業務の教育体制の充実を図るため、指導救命士養成のための講習を実施しました。また、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者、警察、消防、保健所、市町等を構成委員とする各地域の地域災害医療対策会議において、地域の災害医療体制の整備について検討、協議、情報交換を行うとともに、訓練、研修等を実施しました。
- ●消防団の充実・強化に向け、三重県消防協会と連携した入団促進キャンペーンを実施しました。 また、地域において消防団と自主防災組織による連携により、隙間のない災害対応体制を構築するため、消防団員を対象とした「自主防災組織アドバイザー養成講座」や自主防災組織相互の連携強化に資する人材養成を実施するとともに、連携強化のモデル事業を2箇所実施しました。
- ●災害発生後の機動的・効率的な活動の確保のため、救出救助・医療・道路と救援物資の機能別図 上訓練及び総合図上訓練を計3回実施しました。また、実働訓練として、三重県・津市総合防災

訓練において、「被災者支援拠点機能の充実」をテーマとした訓練を実施しました。

- ●津波浸水被害が予測されている四日市北警察署や伊勢警察署南島幹部交番の建て替え整備計画を 推進しました。
- ●災害発生時における非常通信を確保するため、市町から県への非常通信ルートとして利用可能な 通信ルートの見直しを行うとともに、非常通信訓練を実施しました。
- ●消防救急無線(共通波)のデジタル化への移行について、維持管理を行う三重県市町総合事務組合が事務局の三重県消防救急無線(共通波)運営連絡会に参加し、円滑な運用に向けた支援を行いました。
- ●広域防災拠点について、北勢広域防災拠点の平成29年度の完成に向けて備蓄倉庫等の整備を進めました。また、近隣府県との連携強化を図るため、中部圏及び近畿圏で実施された広域応援・受援の訓練に参加しました。

#### 今後の課題

- ●救助機関の災害対応力強化や災害対応能力の向上に向けて、関係機関との調整を進める必要があります。また、近隣府県との連携強化を図るため、積極的な訓練参加により、広域応援・受援体制を更に整備する必要があります。
- ●昼夜を問わずに発生する大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、初動警察体制の 強化に取り組む必要があります。
- ●実戦的な災害警備訓練を継続して実施するとともに、訓練の検証結果等を踏まえ、各種計画の見直しを行うなど、災害対処能力の更なる向上を図る必要があります。また、防災関係機関との間で災害に備えた具体的な対策を検討するなど、連携強化に向けた取組を継続して実施する必要があります。
- ●救急救命士の新規養成や資質向上につながる取組を進めるとともに、消防本部において教育訓練が実施できる指導救命士の養成を図る必要があります。また、地域により取組内容にばらつきがあることから、地域における訓練、研修を実施することにより、関係機関の連携強化を図るとともに、災害対策本部医療本部の強化を図る必要があります。さらに、災害医療コーディネーター研修について、知見を深め、より実践的な内容とするとともに、災害医療コーディネーターが地域の訓練に参加する環境を整備する必要があります。
- ●消防団の充実・強化に向け、三重県消防協会や市町と連携しながら入団促進を図るとともに、消防団活動に対する理解促進を図る必要があります。また、防災人材の育成に向けて引き続き取り組むとともに、地域防災力の向上をめざして、消防団と自主防災組織との連携によるモデルの取組支援を実施し、県内への水平展開を図る必要があります。
- ●発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、引き続き、 県・市町・防災関係機関等が連携した訓練等を通じて、災害対策活動体制の充実・強化を図る必 要があります。
- ●警察署や交番、駐在所については、災害警備活動や治安維持活動の拠点等、あらゆる警察事象に対応する必要があることから、津波浸水被害が予測される警察署、交番、駐在所に加え、経年、狭隘度、事件・事故の発生状況等の地域情勢を十分考慮し、総合的に判断した上で整備する必要があります。
- ●非常通信ルートの点検を行い、常に有効な状態にしておく必要があります。また、非常時に利用 可能なルートを把握しておくため、訓練を行う必要があります。

- ●消防救急無線(共通波)のデジタル化について、運用面・技術面での助言など適切なフォローアップを行う必要があります。
- ●広域防災拠点である北勢広域防災拠点について、適切な進捗管理を行いながら、整備を進める必要があります。また、近隣府県との連携強化を図るため、積極的な訓練参加により、広域応援・受援体制を更に整備する必要があります。

#### 2 平成29年度の取組方向

- 救助機関の災害対応力強化や災害対応能力の向上のため、自衛隊との間で教訓・課題等の協議を 行うとともに、合意事項については、総合防災訓練・図上訓練等により検証することにより、連 携体制の実効性向上を図ります。また、広域応援・受援体制の訓練に参加します。
- ●非常参集訓練等の各種訓練を継続して実施するとともに、必要な資機材等の整備などにより初動 警察体制の強化に取り組みます。
- ●大規模災害発生時において、災害警備活動を迅速かつ的確に実施できるよう、実戦的な災害警備 訓練を継続して実施し、災害対処能力の向上を図ります。防災関係機関との間で的確な情報共有 や活動の調整が行えるよう、引き続き協議会や合同訓練に積極的に参加するとともに、防災関係 機関との間で協議した事項については、訓練等により実効性の向上を図るなど、更なる連携強化 を図ります。また、中部管区内6県警察合同による中部管区広域緊急援助隊合同訓練を通して、 県外発災時における警察災害派遣隊の部隊相互の連携強化と災害対処能力の向上に取り組みま す。
- ●救急救命活動の向上を図るため、救急救命士養成機関における消防職員研修派遣への支援を行うとともに、救急救命士が実施可能な処置範囲の拡大に対応したブラッシュアップ講習を実施するほか、消防学校と連携して、県内全域で質の担保された救急活動が実施できるよう指導救命士の養成講習を実施します。また、保健所・市町担当課長会議及び保健所担当者会議において、各地域の取組について情報共有を行うとともに、医療本部運営研修を実施し、災害対策本部医療本部の運営強化を図ります。さらに、災害医療コーディネーター研修を通じ、災害医療コーディネーターの知見を深め、災害訓練の必要性を理解してもらうことで、地域における災害医療体制の強化につなげていきます。
- ●消防団の充実・強化に向け、引き続き、三重県消防協会や市町と連携して消防団入団促進等に取り組むとともに、新たな取組として、消防団等への応援の輪の拡大と理解促進をめざした「消防団応援の店」制度を開始します。また、消防団と自主防災組織が連携し隙間の無い災害対応が実施されるよう、両者の力を真に発揮するための防災人材の育成に取り組むとともに、連携取組のモデル地域の事業支援を行います。
- ●災害発生後の機動的・効率的な活動の確保のため、南海トラフ地震や熊本地震などの内陸直下型 地震を想定した県・市町・防災関係機関等の連携による訓練等を実施します。
- ●四日市北警察署の建て替え整備を推進するほか、津波浸水被害が予測される警察署、交番、駐在 所の保全、機能強化を進めるべく、関係機関と連携して、地域の治安維持、防災拠点としての警 察施設の充実を図ります。
- ●非常通信ルートの点検を行い、通信ルートを常に有効な状態にするとともに、非常通信訓練を実施します。

- ●消防救急無線(共通波)のデジタル化について、三重県消防救急無線(共通波)運営連絡会に参加し、運用面・技術面での助言等を行います。
- ●北勢広域防災拠点について、平成 29 年度の完成に向けて適切に進捗管理を行いながら、施設整備を進めます。また、広域応援・受援体制の訓練に参加します。

事前に備えるべき目標

# 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

リスクシナリオ

推進方針

-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

①災害時の石油類燃料の確保

②災害時の航空燃料の備蓄貯蔵所の整備の促進

③災害拠点病院での電源確保

④インフラの整備・保全

### 1 平成28年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

#### 取組結果(成果)

- ●災害時の石油類燃料の確保のため、重要施設における燃料設備のデータベースについて、石油連盟と情報共有を行いました。
- ●県南部の災害時の孤立対策のため、東紀州(紀南)広域防災拠点において航空燃料の備蓄を行いました。
- ●災害拠点病院における非常用発電装置の電源確保について確認したところ、すべての災害拠点病院で目標とする3日間以上の燃料備蓄をしていることを確認しました。
- ●道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化を進めました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、国道 368 号の桜橋、久米橋や県道大台宮川線の多度橋等、12 橋の耐震化を図りました。道路の維持修繕については、法定点検の結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された 36 施設(橋梁 10 施設、トンネル 11 施設、横断歩道橋 15 施設)について修繕を行いました。河川整備については、16 河川において約 1.5km の整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、平成 28 年度末の保全人家戸数は 18,418 戸(保全率 26.6%)になりました。ダムの整備については、鳥羽河内ダムの建設工事着手に向けた用地取得を行うとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。海岸堤防の高潮対策については、長島地区海岸他 15 地区海岸において約 1.2km の整備を実施するとともに、耐震対策について約 0.6km 実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港(大口地区)の岸壁更新(L=24m)、宇治山田港(大湊地区)の護岸更新(L=90m)を実施しました。

#### 今後の課題

- ●災害時の石油類燃料として確保した燃料について災害時に円滑かつ的確に届けるため、石油連盟 との連絡・連携体制の強化を図る必要があります。
- ●災害時の空路による救援活動が円滑に実施されるよう、航空燃料の確保に向けた取組を行う必要があります。
- ●災害拠点病院における非常用自家発電については、3日間分程度を目標としているものの、津波による災害の場合、湛水により長期間補給が絶たれる可能性があるため、3日間以上の電源を確保する必要があります。また、燃料の支援を行う場合には給油口の口径が異なると給油できないことから、各拠点病院の口径を把握しておくことが必要です。
- ●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。電線類の地中化については、主に歩道の整備とあわせて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持修繕については、

## 2 平成29年度の取組方向

- ●災害対策用燃料として確保した燃料を、災害時に円滑かつ的確に届けるため、訓練などを通じて、 石油連盟との関係性を強化していきます。
- ●航空燃料について円滑かつ的確に届けるため、引き続き備蓄の維持に努めます。
- ●災害拠点病院における燃料の必要備蓄量について、県独自の整備目標を設定することを検討して いきます。また、災害拠点病院の燃料給油口の口径を調査します。
- ●電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保した上で国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。道路の維持修繕については、改正道路法に基づく確実な点検の実施と、点検結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された施設について、点検完了後、概ね5年以内に修繕していきます。土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害保全戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など16河川で整備を進めます。ダムの整備については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図るほか、管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、計画的に老朽化対策を進めます。

事前に備え	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行わ	
るべき目標	れる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	
リスクシナリオ	-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食糧 等の供給不足	
推進方針	①一時滞在施設の確保 ②インフラの整備·保全	

#### 取組結果(成果)

- ●大規模災害により交通が途絶した際、協定を締結している事業者の店舗が可能な範囲で帰宅困難者への支援を実施する「災害時帰宅支援ステーション」について、取組を広く住民に周知するため、協定事業者にステッカーを配布しました。
- ●道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化を進めました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、国道 368 号の桜橋、久米橋や県道大台宮川線の多度橋等、12 橋の耐震化を図りました。道路の維持修繕については、法定点検の結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された 36 施設(橋梁 10 施設、トンネル 11 施設、横断歩道橋 15 施設)について修繕を行いました。河川整備については、16 河川において約 1.5km の整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、平成 28 年度末の保全人家戸数は 18,418 戸(保全率 26.6%)になりました。ダムの整備については、鳥羽河内ダムの建設工事着手に向けた用地取得を行うとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。海岸堤防の高潮対策については、長島地区海岸他 15 地区海岸において約 1.2km の整備を実施するとともに、耐震対策について約 0.6km 実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港(大口地区)の岸壁更新(L=24m)、宇治山田港(大湊地区)の護岸更新(L=90m)を実施しました。
- ●信号機が停止した場合を想定し、警察官による交通整理訓練の実施や、可搬型発動発電機を使用 した訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者 による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。
- ●観光客の避難誘導や観光事業者による観光防災などをテーマに設定し、伊勢志摩地域及び東紀州地域において避難訓練や防災研修、セミナーの開催などを行い課題解決に向けた検討を行いました。また、観光事業者向け講習会での啓発活動や消防庁との共催による防災シンポジウムなどを通じて、観光事業者を対象とした防災面からの人材育成に取り組んだほか、市町が取り組む観光客等の避難対策としての避難誘導標識の整備について、地域減災力強化推進補助金により支援を行いました。

#### 今後の課題

- ●災害時帰宅支援ステーションの充実に向け、引き続き、様々な業種の団体等との協定締結を進めていく必要があります。
- ●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。電 線類の地中化については、主に歩道の整備とあわせて電線共同溝を整備するため、電気通信事業 者や沿線住民との調整を図る必要があります。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、

未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持修繕については、 点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。

- ●三重県内の約3,000箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信 号機は125箇所の主要交差点しか整備されていないことから、引き続き電源付加装置を有する信 号機の整備を推進していく必要があります。
- ●伊勢志摩サミット開催を契機に取り組んだ宿泊施設等観光関係者を中心とした地震・津波対策については、セミナーや研修を通じて得た成果を、避難マップや防災マニュアルの導入等につなげるため、継続した支援が必要です。また、観光客の避難誘導など既に特定の地域において検討の場が設けられているテーマについては、その取組成果を他の地域へ展開できるよう継続した支援が必要です。

## 2 平成29年度の取組方向

- ●災害時帰宅支援ステーションの充実に向けて、各部局と連携して、様々な業種の団体と協定の締結に向けた交渉を行い、協定の締結につなげていきます。
- ●電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保した上で国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。道路の維持修繕については、改正道路法に基づく確実な点検の実施と、点検結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された施設について、点検完了後、概ね5年以内に修繕していきます。土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害保全戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など16河川で整備を進めます。ダムの整備については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図るほか、管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、計画的に老朽化対策を進めます。
- ●停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を 推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、信号 機へ可搬型発動発電機を接続した復旧訓練を実施します。
- ●観光客の避難誘導など地域ごとに設けたテーマに基づく取組の成果を他地域に展開するための支援や、伊勢志摩サミット開催を契機とした取組の成果を避難マップや防災マニュアル導入等につなげるための支援を行うとともに、市町が取り組む観光地の防災対策について、地域減災力強化推進補助金により支援を行います。また、平成30年度以降の新たな行動計画の策定に向けて、これまでの取組の成果を生かした観光防災対策について検討します。

事前に備え	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行わ
るべき目標	れる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
リスクシナリオ	-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療 機能の麻痺
推進方針	①適切な医療機能の提供 ②介護保険施設の相互支援協定の締結促進 ③インフラの着実な整備・保全 ④交通渋滞の回避

# 取組結果(成果)

- ●病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、確認したところ、全ての災害拠点病院で3日以上の燃料備蓄を確認しました。また、飲料水、食糧の備蓄についても同様に3日以上の備蓄を確認しました。また、政府主催の大規模地震時医療活動訓練や県総合防災訓練(津市)及び総合図上訓練に伴う情報伝達訓練、EMIS訓練などを実施し、13の災害拠点病院がいずれかの訓練に参加しました。
- ●災害時における入所者の安全確保に向けて、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設に対し、介護保険施設間相互の入居者の避難受入れ体制等の構築について、文書にて働きかけを行った結果、鈴亀地区老人福祉施設協会の施設間(14法人・22施設)において「災害時相互支援協定書」が締結されました。
- ●大規模災害時に県民の皆さんの命を守るため、高規格幹線道路の早期全線開通に向け重点的に取り組みました。近畿自動車道紀勢線については、熊野尾鷲道路(Ⅱ期)では工事が本格的に進められ、熊野道路や新宮紀宝道路では用地幅杭が設置されるなど進捗が図られました。直轄国道については、国道 42 号松阪多気バイパスの一部が開通するなど整備促進が図られました。また、地域高規格道路等の県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進した結果、第2次緊急輸送道路に指定されている国道 260 号(南島バイパス)において約1.3kmを供用したほか、同じく第2次緊急輸送道路に指定されている国道 368 号(上長瀬)において約0.3kmを供用しました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、国道 368 号の桜橋、久米橋や県道大台宮川線の多度橋等、12 橋の耐震化を図りました。
- ●信号機が停止した場合を想定し、警察官による交通整理訓練の実施や、可搬型発動発電機を使用 した訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者 による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。

- ●災害拠点病院における非常用自家発電については、3日間分程度を目標としているものの、津波による災害の場合、湛水により長期間補給が絶たれ、3日間では対応しきれない可能性があるとともに、沿岸部と山間部では復旧までの日数も違ってくることから、個別に必要備蓄量を検討してく必要があります。また、災害時における円滑な救命・救助のためには、実動面での連携が不可欠なことから、連携訓練未実施の地域についての訓練実施を促していく必要があります。
- ●災害時における介護保険施設入所者の安全確保に向けては、各地域において相互支援協定が締結 されるとともに、地域を越えた支援ができるような体制を検討する必要あります。
- ●高規格幹線道路等の未事業化区間の存在、大規模自然災害の発生への懸念などの課題が残ってい

ることから、更なる整備促進とともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかける ほか、県管理道路の効率的・効果的な整備を進める必要があります。また、緊急輸送道路上の耐 震未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が 必要となる橋梁があることから、計画的に耐震化を進めていく必要があります。

●三重県内の約 3,000 箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信 号機は 125 箇所の主要交差点しか整備されていないことから、引き続き電源付加装置を有する信 号機の整備を推進していく必要があります。

## 2 平成29年度の取組方向

- ●災害拠点病院における燃料の必要備蓄量について県独自の整備目標を設定することについて検討するとともに、津波被害により病院が孤立する可能性を踏まえ、飲料水、食糧についての備蓄整備目標もあわせて検討していきます。また、災害時における円滑な救命・救助のためには、実動面での連携が不可欠なことから、連携訓練未実施の地域についての訓練実施を促していく必要があります。
- ●介護保険施設の相互支援協定の締結促進に向けて、新たな協定締結地域の把握に努め、協定の締結を検討している地域に対し必要な支援を行うとともに、地域を超えた支援ができるような体制づくりの検討を行います。
- ●大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路(Ⅱ期)、熊野道路及び新宮紀宝道路等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)及び松阪多気バイパス等の直轄国道の整備促進を図るとともに、鈴鹿四日市道路や近畿自動車道紀勢線の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。県管理道路については、高規格幹線道路及び直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備を行うとともに、待避所の設置や道路空間を有効に活用した部分的な改良などの柔軟な整備手法を用いて、整備を推進します。また、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保した上で国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。
- ●停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を 推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、信号 機へ可搬型発動発電機を接続した復旧訓練を実施します。

事前に備えるべき目標

# 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

リスクシナリオ

推進方針

-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

②下水を速やかに排除、処理するための体制の構築

③下水道施設の耐震化

## 1 平成28年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

# 取組結果(成果)

- ●「三重県公衆衛生審議会予防接種部会」を開催し、安全かつ効果的な予防接種の推進や接種率の向上に向けて検討を行うとともに、県民が安心して接種を受けられるよう予防接種センターを設置し、医療相談や情報提供、接種困難事例への対応を行った(接種:743人、相談:603件)ほか、予防接種法に基づく健康被害救済のための給付を行いました(給付対象者:12人)。また、B型肝炎ワクチンが平成28年10月から定期接種化されたが、定期接種化されていない流行性耳下腺炎、及びロタウイルスワクチンについて、定期接種化を国に要望するとともに、風しんについて、妊娠を希望する女性等を対象に無料の風しん抗体検査を実施しました。さらに、発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備えて、医療機関の整備、防疫用品や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うとともに、医療機関や警察と訓練を実施しました。加えて、ジカウイルス感染症が四類感染症に追加されたことを受けて、三重県蚊媒介感染症対策方針を改定し啓発等を行ったほか、マダニが媒介する日本紅班熱、SFTSの予防について、チラシや広報等により県民に情報提供を行いました。
- ●平成27年度末に県内すべての流域下水道終末処理場の業務継続計画(BCP)の策定が終了したことから、関係機関とともに、「三重県流域下水道事業業務継続計画」に基づく図上訓練を実施しました。
- ●北部処理区で6箇所、南部処理区で5箇所、松阪処理区で8箇所、合計19箇所でマンホール浮上 防止対策工事を実施し、全ての箇所で対策工事が完成しました。この結果、平成27年度に詳細な 検討を行った50箇所のマンホールは全てマンホール浮上防止の基準を満たすこととなりました。

- ●予防接種センターや健康被害救済制度を活用し、県民が安心して予防接種が受けられる体制を維持していく必要があります。また、定期接種化の動きを注視するとともに、必要に応じて、国に対し要望・提言活動を行っていく必要があります。また、感染症の発生に備えて、医療機関の整備、防疫用品や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、関係機関と連携した訓練を実施するとともに、蚊やマダニが媒介する感染症の感染予防についての正しい知識を、県民に啓発していく必要があります。
- ●業務継続計画は策定後も継続的に改善していくことが重要であることから、定期的な見直し等による更なる精度向上を図っていく必要があります。
- ●液状化によるマンホールの浮上防止について、対象となる 84 箇所のうち「三重県流域下水道総合地震対策計画」に位置づけた 50 箇所でマンホール浮上防止の基準を満たすこととなりましたが、残り 34 箇所のマンホール浮上防止対策を行うとともに、マンホール本体の耐震補強等を行っていく必要があります。

## 2 平成29年度の取組方向

- ●「三重県公衆衛生審議会予防接種部会」を開催し、安全かつ効果的な予防接種の推進や接種率の向上等について検討するとともに、予防接種センターによる医療相談、情報提供、接種困難事例などへの対応や、予防接種による健康被害救済のための給付、無料の風しん抗体検査等を行います。また、感染症の発生に備えて、医療機関の整備、防疫用品や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、関係機関と連携した訓練を実施するとともに、蚊やマダニが媒介する感染症の感染予防についての正しい知識を県民に啓発していきます。
- ●策定した業務継続計画の更なる精度向上を図るため、引き続き、関係機関において意見交換や訓練等を実施し、実効性の向上に向けた計画の修正等を継続して行っていきます。
- ●北部処理区等でマンホール本体の耐震補強等の設計に着手します。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
リスクシナリオ	-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化
推進方針	①被災による機能低下の回避 ②交通渋滞·交通事故の回避

# 取組結果(成果)

- ●「三重県警察業務継続計画(三重県警察BCP)」について、被災による業務機能低下を回避するため、8月に、計画の見直しを行いました。また、災害警備活動を昼夜継続して実施するために現場活動用投光機を4警察署(累計 18 警察署)に整備しました。
- ●信号機が停止した場合を想定し、警察官による交通整理訓練の実施や、可搬型発動発電機を使用 した訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者 による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。

#### 今後の課題

- ●大規模災害発生時においても、治安及び県民生活に重大な影響を及ぼさないよう、「三重県警察業務継続計画(三重県警察BCP)」を継続的に見直していく必要があります。また、防災機能の更なる強化を図るため、引き続き、必要な資機材等の整備を進める必要があります。
- ●三重県内の約3,000箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信 号機は125箇所の主要交差点しか整備されていないことから、引き続き電源付加装置を有する信 号機の整備を推進していく必要があります。

#### 2 平成29年度の取組方向

- ●災害情勢や各種訓練における検証結果等を踏まえ、「三重県警察業務継続計画 (三重県警察BC P)」の見直しに向けた取組を推進します。また、大規模災害発生時における救出救助等の活動を迅速かつ的確に実施するため、必要な資機材等の整備を進めます。
- ●停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を 推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、信号 機へ可搬型発動発電機を接続した復旧訓練を実施します。

事	前	に	備	え
る	べ	き	目	標

# 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ

-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

推進方針

○交通渋滞・交通事故の回避

# 1 平成28年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

## 取組結果(成果)

●信号機が停止した場合を想定し、警察官による交通整理訓練の実施や、可搬型発動発電機を使用 した訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者 による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。

## 今後の課題

●三重県内の約3,000箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信 号機は125箇所の主要交差点しか整備されていないことから、引き続き電源付加装置を有する信 号機の整備を推進していく必要があります。

## 2 平成29年度の取組方向

#### 取組方向

●停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機の整備を 推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、信号 機へ可搬型発動発電機を接続した復旧訓練を実施します。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
リスクシナリオ	-3 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
推進方針	①災害対策本部の体制整備等 ②三重県業務継続計画(BCP)の策定 ③学校の耐震化、学校施設における非構造部材の耐震対策 ④警察施設、消防施設の耐震化等 ⑤避難所での電力の確保 ⑥周辺インフラの整備・保全

## 取組結果(成果)

- ●「災害対策本部運営要領」に基づき、災害対策活動に関する各種訓練を実施しました。
- ●「三重県業務継続計画(三重県BCP)」について、平成27年度に整理した災害発生時の優先業務を継続的に見直すため、各部局において検証を行いました。
- ●公立小中学校の建物については、2市(3棟)の校舎で補助事業を活用した改築や耐震補強が行われた結果、平成28年度をもって耐震化が完了しました。また、県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策については、11校22棟の対策工事の設計を実施しました。
- ●津波浸水被害が予測されている四日市北警察署や伊勢警察署南島幹部交番の建て替え整備計画を 推進しました。
- ●大規模災害時における避難所での電力確保のため、地域減災力強化推進補助金により、市町が実施する非常用発電機整備に対して支援を行いました。
- ●道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化を進めました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、国道 368 号の桜橋、久米橋や県道大台宮川線の多度橋等、12 橋の耐震化を図りました。道路の維持修繕については、法定点検の結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された 36 施設(橋梁 10 施設、トンネル 11 施設、横断歩道橋 15 施設)について修繕を行いました。河川整備については、16 河川において約 1.5km の整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、平成 28 年度末の保全人家戸数は 18,418 戸(保全率 26.6%)になりました。ダムの整備については、鳥羽河内ダムの建設工事着手に向けた用地取得を行うとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。海岸堤防の高潮対策については、長島地区海岸他 15 地区海岸において約 1.2km の整備を実施するとともに、耐震対策については、長島地区海岸他 15 地区海岸において約 1.2km の整備を実施するとともに、耐震対策について的 0.6km 実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港(大口地区)の岸壁更新(L=24m)、宇治山田港(大湊地区)の護岸更新(L=90m)、長島港(江ノ浦大橋)の耐震対策(橋脚補強 1 基)を実施しました。

- ●「災害対策本部運営要領」に基づく災害対策活動について、定着化させる必要があります。
- ●「三重県業務継続計画(三重県BCP)」について、組織の改編や業務内容の変更を踏まえ継続的な更新を進める必要があります。
- ●公立小中学校の建物については耐震化が完了しましたが、屋内運動場等における吊り天井等落下 防止対策は、平成28年度末時点で27棟が未実施であることなどから、非構造部材の耐震対策を 更に促進する必要があります。また、県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策については、

早期に対策が完了できるよう実施時期等について該当校との調整を進めるとともに、その他の非構造部材の耐震対策についても、未対策箇所の対策を計画的に行う必要があります。

- ●警察署や交番、駐在所は、災害警備活動や治安維持活動の拠点等、あらゆる警察事象に対応する 必要があることから、津波浸水被害が予測される警察署、交番、駐在所は、経年、狭隘度、事件・ 事故の発生状況等の地域情勢を十分考慮し、総合的に判断した上で整備する必要があります。
- ●避難所における電力確保など大規模災害時における安全・安心な避難所の環境整備に向けて、市 町の取組を支援する必要があります。
- ●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。電線類の地中化については、主に歩道の整備とあわせて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持修繕については、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。

# 2 平成29年度の取組方向

- ●「災害対策本部運営要領」に基づく災害対策活動について、引き続き各種訓練を実施します。
- ●「三重県業務継続計画(三重県BCP)」について、引き続き、各部局における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。
- ●公立小中学校の非構造部材の耐震対策については、引き続き、市町教育委員会に国の財政的支援制度などの情報提供を積極的に行うとともに、市町への財政措置が拡充されるよう国に対して要望していきます。また、県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策については、未対策の42校82棟のうち、10校17棟の対策工事を予定しており、平成31年度に全棟の対策が完了するように取り組むとともに、その他の非構造部材の耐震対策については、未対策箇所の対策に計画的に取り組みます。
- ●四日市北警察署の建て替え整備を推進するほか、津波浸水被害が予測される警察署、交番、駐在 所の保全、機能強化を進めるべく、関係機関と連携して、地域の治安維持、防災拠点としての警 察施設の充実を図ります。
- ●地域減災力強化推進補助金により、電力確保など市町の避難所の環境整備に向けた取組を支援します。
- ●電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保した上で国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。道路の維持修繕については、改正道路法に基づく確実な点検の実施と、点検結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された施設について、点検完了後、概ね5年以内に修繕していきます。土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害保全戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など16河川で整備を進めます。ダムの整備については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図るほか、管理中のダムについては、耐震対策を進めると

ともに施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
リスクシナリオ	-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
推進方針	①長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持 ②インフラの整備・保全
	③警察の情報通信システム基盤の耐災害性向上

#### 取組結果(成果)

- ●情報通信システムについて、災害発生時における非常通信を確保するため、市町から県への非常 通信ルートとして利用可能な通信ルートの見直しを行うとともに、非常通信訓練を実施しました。
- ●道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化を進めました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、国道 368 号の桜橋、久米橋や県道大台宮川線の多度橋等、12 橋の耐震化を図りました。道路の維持修繕については、法定点検の結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された 36 施設(橋梁 10 施設、トンネル 11 施設、横断歩道橋 15 施設)について修繕を行いました。河川整備については、16 河川において約 1.5km の整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、平成 28 年度末の保全人家戸数は 18,418 戸(保全率 26.6%)になりました。ダムの整備については、鳥羽河内ダムの建設工事着手に向けた用地取得を行うとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。海岸堤防の高潮対策については、長島地区海岸他 15 地区海岸において約 1.2km の整備を実施するとともに、耐震対策について約 0.6km 実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港(大口地区)の岸壁更新(L=24m)、宇治山田港(大湊地区)の護岸更新(L=90m)を実施しました。
- ●災害発生時における警察無線通信機能を確保するため、大規模災害発生時に甚大な被害が予想される尾鷲警察署に衛星携帯電話を配備し、非常時の警察通信の確保を図りました(沿岸警察署等8警察署へ配備)。また、非常時における警察電話、警察無線等の警察通信を確保するため、応急用臨時簡易アンテナ設置等による代替通信手段の訓練を実施しました。さらに、落雷対策として、無線中継所1箇所に耐雷機器を設置しました。

- ●非常通信ルートの点検を行い、常に有効な状態にしておく必要があります。また、非常時に利用 可能なルートを把握しておくため、訓練を行う必要があります。
- ●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。電線類の地中化については、主に歩道の整備とあわせて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持修繕については、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。
- ●今後、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されることから「大規模災害発生時対応マニュアル」及び「警察署災害発生時マニュアル」に基づき、110番迂回措置訓練や代替施設設置訓練等を継続的に実施し練度を高める必要があります。また、警察無線中継所の停電対策や落雷対策を継続し、警察通信施設の耐災害性を向上させる必要があります。

# 2 平成29年度の取組方向

- ●非常通信ルートの点検を行い、通信ルートを常に有効な状態にするとともに、非常通信訓練を実施します。
- ●電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保した上で国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。道路の維持修繕については、改正道路法に基づく確実な点検の実施と、点検結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された施設について、点検完了後、概ね5年以内に修繕していきます。土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害保全戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など16河川で整備を進めます。ダムの整備については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図るほか、管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、計画的に老朽化対策を進めます。
- ●三重県情報通信部との連携を強化し、非常時における警察電話、警察無線等の警察情報システムの機能維持を図ります。また、南海トラフ巨大地震の発生を想定し、「大規模災害発生時対応マニュアル」及び「警察署災害発生時マニュアル」に基づき、災害警備本部設置訓練や代替施設設置訓練等を実施します。さらに、警察無線中継所に対し停電対策及び落雷対策を実施し、警察通信施設の耐災害性を向上させます。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	
リスクシナリオ	-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態	
推進方針	○情報提供手段の整備	

## 取組結果(成果)

●防災情報提供プラットフォームについて、気象情報・災害情報等を収集し、ホームページやメール配信により県民に情報提供を行いました。また、よりわかりやすい情報提供や的確な災害対応が行えるよう、新しい防災情報プラットフォームの構築を行いました。

# 今後の課題

●適切な災害情報の提供に向けて、引き続き、県民にわかりやすい情報の提供を行う必要があります。

## 2 平成29年度の取組方向

## 取組方向

●適切な災害情報を提供するため、新しい防災情報プラットフォームにより、地図等を活用して災害情報や避難所開設情報等を県民にわかりやすく提供します。

事 前 に 備 え る べ き 目 標

# 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを 含む)を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ

-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

推進方針

①企業における業務継続計画(BCP)策定の促進

②インフラの整備・保全

## 1 平成28年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

#### 取組結果(成果)

- ●企業の業務継続計画(BCP)の策定を促進するため、「みえ企業等防災ネットワーク」に「BC P普及分科会」を設置し、計画策定を希望する企業に対して策定支援を行いました。
- ●道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化を進めました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、国道 368 号の桜橋、久米橋や県道大台宮川線の多度橋等、12 橋の耐震化を図りました。道路の維持修繕については、法定点検の結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された 36 施設(橋梁 10 施設、トンネル 11 施設、横断歩道橋 15 施設)について修繕を行いました。河川整備については、16 河川において約 1.5km の整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、平成 28 年度末の保全人家戸数は 18,418 戸(保全率 26.6%)になりました。ダムの整備については、鳥羽河内ダムの建設工事着手に向けた用地取得を行うとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。海岸堤防の高潮対策については、長島地区海岸他 15 地区海岸において約 1.2km の整備を実施するとともに、耐震対策については、長島地区海岸他 15 地区海岸において約 1.2km の整備を実施するとともに、耐震対策について的 0.6km 実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港(大口地区)の岸壁更新(L=24m)、宇治山田港(大湊地区)の護岸更新(L=90m)、長島港(江ノ浦大橋)の耐震対策(橋脚補強1基)を実施しました。

## 今後の課題

- ●企業防災の取組を促進させるため、引き続き企業のBCP策定支援を行う必要があります。
- ●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。電線類の地中化については、主に歩道の整備とあわせて電線共同溝を整備するため、電気通信事業者や沿線住民との調整を図る必要があります。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持修繕については、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。

# 2 平成29年度の取組方向

- ●企業のBCP策定促進のため、企業に対して啓発活動を行うとともに、策定の取組を行う企業への支援を実施します。
- ●電線類の地中化については、計画の早い段階から関係機関及び地元との調整を行い、円滑に事業を進めていきます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保した上で国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。道路の維持修繕については、改正道路法に基づく確実な点検の実施と、点検結果により区分Ⅲ(早

期措置段階)と診断された施設について、点検完了後、概ね5年以内に修繕していきます。土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害保全戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など16河川で整備を進めます。ダムの整備については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図るほか、管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。

 事前に備えるべき目標
 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

 リスクシナリオ
 -2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

 推進方針
 ①企業における業務継続計画(BCP)策定の促進

 ②燃料供給ルート(陸路)の確保

 ③燃料供給ルート(空路・海路)の確保

 ④コンビナート防災訓練の実施

# 1 平成28年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

## 取組結果(成果)

- ●企業の業務継続計画(BCP)の策定を促進するため、「みえ企業等防災ネットワーク」に「BC P普及分科会」を設置し、計画策定を希望する企業に対して策定支援を行いました。
- ●災害が発生した際に、速やかに応急復旧工事や道路啓開が行えるよう、三重県建設業協会本部と締結した「地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定」と建設事務所及び下水道事務所と協会支部の間で締結した「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づき、相互の連絡系統を継続して共有しました。また、大規模災害時に県民の皆さんの命を守るため、高規格幹線道路の早期全線開通に向け重点的に取り組みました。近畿自動車道紀勢線については、熊野尾鷲道路(Ⅱ期)では工事が本格的に進められ、熊野道路や新宮紀宝道路では用地幅杭が設置されるなど進捗が図られました。直轄国道については、国道42号松阪多気バイパスの一部が開通するなど整備促進が図られました。また、地域高規格道路等の県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進した結果、第2次緊急輸送道路に指定されている国道260号(南島バイパス)において約1.3kmを供用したほか、同じく第2次緊急輸送道路に指定されている国道368号(上長瀬)において約0.3kmを供用しました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、国道368号の桜橋、久米橋や県道大台宮川線の多度橋等、12橋の耐震化を図りました。
- ●県南部の災害時の孤立対策のため、東紀州(紀南)広域防災拠点において航空燃料の備蓄を行いました。また、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁は4漁港のうち、完了していない2漁港の整備を進めました。また粘り強い構造を有する施設は3漁港のうち、完了していない2漁港の整備を進めました。
- ●コンビナート防災対策について、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート 事業者の防災対策を促進するとともに、保安に係る人材育成を支援する「産業安全塾」などの研 修を実施しました。

- ●企業防災の取組を促進させるため、引き続き、企業のBCP策定支援を行う必要があります。
- ●発災時に迅速な道路啓開を展開するため、国・県・建設企業が連携した情報伝達訓練に今後も継続して取り組む必要があるとともに、建設事務所及び下水道事務所と協会支部においては、「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づく訓練や研修を実施し、相互の連絡系統を継続して共有しておく必要があります。また、高規格幹線道路等の未事業化区間の存在、大規模自然災害の発生への懸念などの課題が残っていることから、更なる整備促進とともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかけるほか、県管理道路の効率的・効果的な整備を進める必要があるほか、緊急輸送道路上の耐震未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に耐震化を進

めていく必要があります。

- ●緊急時の物資輸送拠点や漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、早期に耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設を整備する必要があります。また、大規模災害時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、燃料確保及び供給について体制を確保する必要があります。
- ●コンビナート防災対策について、人材育成の支援などによりコンビナート事業者の防災対策を促進する必要があります。

## 2 平成29年度の取組方向

- ●企業のBCP 策定促進のため、企業に対して啓発活動を行うとともに、策定の取組を行う企業への支援を実施します。
- ●道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた情報伝達訓練を継続して実施するとともに、応急復旧に向けた態勢を確保するため、建設事務所及び下水道事務所と協会支部において、「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づく訓練や研修を実施します。また、大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路(Ⅱ期)、熊野道路及び新宮紀宝道路等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)及び松阪多気バイパス等の直轄国道の整備促進を図るとともに、鈴鹿四日市道路や近畿自動車道紀勢線の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。県管理道路については、高規格幹線道路及び直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備を行うとともに、待避所の設置や道路空間を有効に活用した部分的な改良などの柔軟な整備手法を用いて、整備を推進します。また、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保した上で国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。
- ●耐震強化岸壁の整備や「漁港事業継続計画(BCP)」の策定を進めるとともに、漁港及び背後集落の被害軽減を図ります。また、平成29年度に策定予定の「三重県広域受援計画(仮称)」において、業務継続が必要な重要施設や緊急車両への燃料供給について、国や関係機関と連携して燃料の輸送・供給体制の確保に関する対応内容を定めます。
- ●コンビナート防災対策について、引き続き「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進します。

事前に備え	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを
るべき目標	含む)を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ	-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
推進方針	①三重県石油コンビナート等防災計画の見直し ②コンビナート設備の耐震化 ③石油タンクの耐震改修の促進 ④高圧ガス設備の耐震改修促進 ⑤コンビナート周辺対策 ⑥コンビナート災害に備えた訓練の実施

## 取組結果(成果)

- 「三重県石油コンビナート等防災計画」について、実情に応じた時点修正を行いました。
- ●コンビナート事業者を対象とした研修等において、耐震化の必要性について啓発を行いました。
- ●石油タンク設備を設置しているコンビナート事業者に対して、当該設備の耐震診断及び耐震性向上を行うよう指導しました。
- ●高圧ガス設備を設置しているコンビナート事業者に対して、当該設備の耐震診断及び耐震性向上 を行うよう指導しました。
- ●コンビナート周辺対策として、平成 29 年 1 月に実施した図上訓練において、「三重県石油コンビナート等防災計画」の内容を検証しました。
- ●四日市臨海地区で実施されたコンビナート防災訓練に参加しました。

#### 今後の課題

- ●「三重県石油コンビナート等防災計画」の災害予防計画について、コンビナート事業者への継続 的な周知及び対応を促す必要があります。
- ●四日市港管理組合が所管する海岸保全施設(約21.7km)のうち、要対策延長約17.1km(民有護岸含む)の整備には、莫大な費用・時間及び技術を要するため、国庫補助制度の採択要件や現場条件などを総合的に勘案しながら順次着手する必要があります。
- ●石油タンク設備を設置しているコンビナート事業者に対して、耐震化の必要性について継続的に 啓発及び指導を行う必要があります。
- ●高圧ガス設備を設置しているコンビナート事業者に対して、耐震化の必要性について継続的に啓 発及び指導を行う必要があります。
- ●コンビナート周辺地域を含めた防災対策の向上について、関係機関との連携をより密にする必要があります。
- ●コンビナート災害に備えた訓練を実施し、関係機関との連携をより一層緊密にする必要があります。

#### 2 平成29年度の取組方向

- ●「三重県石油コンビナート等防災計画」について、継続的な見直しを実施します。
- ●海岸保全施設の耐震・耐津波対策を進めるため、予算の確保に努めるとともに、関係機関への働きかけを行います。

- ●石油タンク設備の耐震性向上について、コンビナート事業者に対し関係機関と連携した啓発・指導を行います。
- ●高圧ガス設備の耐震性向上について、コンビナート事業者に対し関係機関と連携した啓発・指導を行います。
- ●コンビナート周辺地域を含めた防災対策について、関係機関との連携を強化します。
- ●コンビナート災害に備え、関係機関が参加した各種訓練を実施します。

事前に備え	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを
るべき目標	含む)を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ	-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
推進方針	①発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備 ②港湾機能継続計画(港湾BCP)等の策定 ③輸送機関相互の連携・代替性の確保 ④鉄道施設や港湾施設等の耐震対策などの推進 ⑤リニア中央新幹線の整備促進

# 取組結果(成果)

- ●大規模災害時に県民の皆さんの命を守るため、高規格幹線道路の早期全線開通に向け重点的に取り組みました。近畿自動車道紀勢線については、熊野尾鷲道路(II 期)では工事が本格的に進められ、熊野道路や新宮紀宝道路では用地幅杭が設置されるなど進捗が図られました。直轄国道については、国道 42 号松阪多気バイパスの一部が開通するなど整備促進が図られました。また、地域高規格道路等の県管理道路の整備を重点的かつ効率的に推進した結果、第2次緊急輸送道路に指定されている国道 260 号(南島バイパス)において約1.3kmを供用したほか、同じく第2次緊急輸送道路に指定されている国道 368 号(上長瀬)において約0.3kmを供用しました。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、国道 368 号の桜橋、久米橋や県道大台宮川線の多度橋等、12 橋の耐震化を図りました。
- ●11月に開催した「四日市港BCP協議会」において、共有すべき情報や協力体制、改善すべき課題などについて意見交換や協議を行ったほか、平成28年度から新たに四日市港の燃油関係企業2社が「四日市港BCP協議会」に参画しました。また、大規模地震被災時の漁港施設の早期復旧と利用者の安全確保を図るため、平成27年度に策定した「漁港BCP策定マニュアル」をもとに、「漁港業務継続計画(漁港BCP)」を3漁港で策定しました。
- ●大規模災害によって公共交通が分断される事態を想定した代替機能等について調査・検討を進めたところ、現状では既存の「地域防災計画」に沿った対策をとることが適当との判断に至りました。
- ●鉄道施設の耐震化を促進し、安全確保を図るため、近鉄名古屋線近鉄四日市駅-川原町駅区間の高架橋の耐震補強を支援し、事業が完了しました。また、港湾施設について、津松阪港(大口地区)の岸壁更新(L=24m)、宇治山田港(大湊地区)の護岸更新(L=90m)、長島港(江ノ浦大橋)の耐震対策(橋脚補強1基)を実施しました。
- ●リニア中央新幹線について、政府の新たな経済対策により全線開業の前倒しが図られたことを受け、リニア整備事業で先行する愛知県、岐阜県、名古屋市との連携を強化するため、新たに「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」を立ち上げ、東京・名古屋間事業に関する情報収集や連携活動を検討するなど、一日も早い全線開業に向けた取組を進めました。

## 今後の課題

- ●高規格幹線道路等の未事業化区間の存在、大規模自然災害の発生への懸念などの課題が残っていることから、更なる整備促進とともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかけるほか、県管理道路の効率的・効果的な整備を進める必要があります。また、緊急輸送道路上の耐震未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に耐震化を進めていく必要があります。
- ●緊急物資の輸送活動や災害応急対策活動に必要不可欠な、燃油供給のための具体的な対策を「四日市港BCP」に反映させる必要があります。また、策定した「漁港BCP策定マニュアル」を活用し、県管理漁港の業務継続計画(BCP)の策定に取り組むとともに、市町管理漁港の業務継続計画(BCP)の策定を促進していく必要があります。
- ●大規模災害により公共交通が分断される事態を想定した代替機能等について、引き続き、現状の 対策の適否を検証する必要があります。
- ●鉄道事業者の施設について、耐震化等の安全対策を促進するため、必要な事業費等の確保を図る 必要があります。また、港湾施設の老朽化対策や耐震対策については、効果的かつ効率的に整備 を進めていく必要があります。
- ●リニア中央新幹線について、三重・奈良ルートによる一日も早い全線早期開業に向けてJR東海 や国への働きかけを強めていくため、沿線の奈良県、大阪府との連携を強化する必要があります。

## 2 平成29年度の取組方向

- ●大規模地震や激甚化する集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路(Ⅱ期)、熊野道路及び新宮紀宝道路等の高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)及び松阪多気バイパス等の直轄国道の整備促進を図るとともに、鈴鹿四日市道路や近畿自動車道紀勢線の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。県管理道路については、高規格幹線道路及び直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成をめざし、四日市湯の山道路や磯部バイパス等の抜本的な整備を行うとともに、待避所の設置や道路空間を有効に活用した部分的な改良などの柔軟な整備手法を用いて、整備を推進します。また、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保した上で国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。
- ●製油所へ接続する道路や航路の啓開体制など、燃油供給に係る具体的な対策について、「四日市港 B C P」に反映していきます。また、「漁港B C P 策定マニュアル」を活用し、県管理の3漁港で 漁港B C P の策定に取り組むとともに、「漁港B C P 策定マニュアル」の市町への普及等を通じて、 市町管理漁港での漁港B C P の策定を促進するほか、漁港B C P を策定済みの4漁港において、 勉強会や訓練の実施など漁港B C P の実効性を高める取組を、関係機関と連携しながら進めていきます。
- ●大規模災害により公共交通が分断される事態を想定した代替機能等について、対策の変更が生じた場合は、「地域防災計画」の修正を含め、適切に対応します。

- ●鉄道施設の耐震化を促進するため、国に対し、支援策の強化等を求めていきます。また、港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。
- ●リニア中央新幹線について、「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」や「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」による活動に加え、新たに奈良県、大阪府等との連携を強化して、一日も早い全線開業に向けた取組を進めます。

 事前に備えるべき目標
 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

 リスクシナリオ
 -5 食料等の安定供給の停滞

 推進方針
 ①食品産業事業者等の業務継続計画(BCP)の策定

 ②食品産業や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力体制の拡大

 ③農林水産業にかかる生産基盤等の災害対応力強化

 ④三重県農業版BCPの策定

# 1 平成28年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

## 取組結果(成果)

- ●企業の業務継続計画(BCP)の策定を促進するため、「みえ企業等防災ネットワーク」に「BC P普及分科会」を設置し、計画策定を希望する企業に対して策定支援を行いました。
- ●災害時における広域連携・支援体制の確立に向けて、三重県が「災害発生に際し生活必需物資等の調達及び供給に関する協定」を締結する事業者に対して、発災時の情報伝達先となる連絡先を確認しました。
- ●緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁は4漁港のうち、完了していない2漁港の整備を進めたほか、粘り強い構造を有する施設は3漁港のうち、完了していない2漁港の整備を進めました。また、大規模地震発生時の津波からの被害軽減を図るため、農地海岸3地区(L=40m)、漁港海岸3地区(L=13m)において堤防の改修等を進めました。このほか、避難路として利用可能となる農道12箇所のうち、整備が完了していない2箇所について整備を進め、1箇所の整備が完了しました。また、漁港関連道についても1箇所の整備を進め、整備を完了しました。
- ●各農業関係団体の土地改良施設や共同利用施設等における業務継続計画(BCP)の策定を支援し、県内8箇所において土地改良施設等の業務継続計画が策定されました(累計13箇所)。また、新たに土地改良施設等で策定された業務継続計画の内容を検証するため、県内2地区において演習型図上訓練を実施しました。

- ●企業防災の取組を促進させるため、引き続き、企業の業務継続計画 (BCP) 策定支援を行う必要があります。
- ●災害時における広域連携・支援体制の確立に向けて、引き続き「災害発生に際し生活必需物資等の調達及び供給に関する協定」を締結する関連産業事業者との連携を図る必要があります。また、発災時、「災害発生に際し生活必需物資等の調達及び供給に関する協定」を締結している企業や団体との間で、県からの要請に基づいて救援物資等の調達及び供給体制が構築できるよう、関係強化に取り組む必要があります。
- ●河川・海岸堤防等の整備・耐震化等については、効果的かつ効率的に整備等を進めるとともに、 避難路としての農道や林道等の道路整備を進めていく必要があります。また、緊急時の物資輸送 拠点や漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、耐震強化岸壁や粘り強い構造を有する施設を早 期に整備する必要があります。
- ●農業関係者の防災意識の向上を図るとともに、土地改良施設や農業共同利用施設等における業務継続計画(BCP)の作成を進める必要があります。

## 2 平成29年度の取組方向

- ●企業の業務継続計画(BCP)策定促進のため、企業に対して啓発活動を行うとともに、策定の 取組を行う企業への支援を実施します。
- ●災害時の広域連携・支援体制の確立に向けて、「災害発生に際し生活必需物資等の調達及び供給に関する協定」の締結企業等に対して、救援物資等の調達可能数量調査の実施や企業訪問等の情報交換を行い、連携強化に取り組みます。
- ●耐震強化岸壁の整備や漁港業務継続計画(BCP)の策定を進めるともに、漁港及び背後集落の被害軽減に取り組みます。また、農地海岸で2地区、漁港海岸で3地区において、堤防の改修等の整備を進めるほか、整備が完了していない農道1箇所について、早期に整備を推進します。
- ●県内各地区における説明会等の開催を通じ、「三重県農業版BCP」の普及啓発を行い、県内農業関係者の防災意識の向上を図ります。また、各農業関係団体の土地改良施設や共同利用施設等における業務継続計画(BCP)の策定を支援します。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の
	電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、
	これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ	-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプラ
9	イチェーンの機能の停止
	①発変電所・送電線網等の災害対応力の強化
推進方針	②石油タンクの耐震改修の促進
	③港湾機能継続計画(港湾BCP)の策定
	④エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施
	⑤自立・分散型エネルギーの導入促進

# 取組結果(成果)

- ●発変電所や送電線網を所有する電力事業者等が参画した「三重県ライフライン企業等連絡会議」 を開催し、現在の防災・減災対策に関する意見交換や県の取組についての周知を行いました。
- ●コンビナート防災対策について、石油タンク耐震化の必要性などコンビナート事業者への啓発を 行うとともに、保安に係る人材育成を支援する「産業安全塾」などの研修を実施しました。また、 石油コンビナートの強靱化、国際競争力の強化に係る国や自治体の取組について、「全国石油コン ビナート立地道府県協議会」等において情報共有を行うとともに、同協議会を通じて、国に対し、 提案・要望活動を行いました。
- ●11月に開催した「四日市港BCP協議会」において、共有すべき情報や協力体制、改善すべき課題などについて、意見交換や協議を行いました。また、平成28年度から新たに四日市港の燃油関係企業2社が「四日市港BCP協議会」に参画しました。
- ●災害協定団体や国・県・市との情報伝達訓練を実施するとともに、国や県が実施する図上訓練や 実動訓練に参加して、復旧活動に関係する他機関との連携体制を確認しました。
- ●国の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」(グリーンニューディール基金)を活用し、避難所や防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を図ることにより、「災害に強く、低炭素な地域づくり」に向けた取組を行い、県で2事業、12市町で21事業を実施しました(累計 県4事業、17市町40事業)。

- ●電力事業者に対し、様々な災害に対応した対策の必要性について、引き続き啓発を行う必要があります。
- ●コンビナート防災対策について、人材育成の支援を通して、石油タンクの耐震化などコンビナート事業者の防災対策を促進する必要があります。また、エネルギーや高度部材を供給する四日市コンビナートの強靭化、国際競争力強化に取り組む必要があります。さらに、道路や航路等の復旧・啓開に必要な資機材等を確実に調達するための体制整備のほか、東日本大震災の教訓からも、非常時に使用できる通信手段の確保が必要です。
- ●緊急物資の輸送活動や災害応急対策活動に必要不可欠な、燃油供給のための具体的な対策を「四日市港BCP」に反映させる必要があります。
- ●伊勢湾内の個別の港湾BCPが単独では機能しないことを想定して、「四日市港BCP」と「伊勢湾BCP」の連携強化が必要です。

●「三重県新エネルギービジョン」の取組方向に基づき、家庭や事業所の屋根等に設置する自家消費型の太陽光発電などの新エネルギーの導入を進め、自立・分散型エネルギーの導入促進を図ることが必要です。

## 2 平成29年度の取組方向

- ●電力事業者に対して、引き続き災害対応に向けた対策の必要性について啓発を実施します。
- ●コンビナート防災対策について、引き続き「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、石油タンク耐震化の必要性を含めたコンビナート事業者の啓発を行います。また、四日市コンビナートの強靭化、国際競争力強化に向け、平成 29 年度から平成 31 年度までの3年間で「四日市コンビナートBCP強化緊急対策事業」等による支援を行うほか、四日市市と連携し、企業ニーズを把握するとともに、国等関係機関とも連携を図ります。さらに、「四日市港BCP協議会」において、引き続き、衛星電話の普及を働きかけていくとともに、他の有効な通信機器について検討し、情報伝達体制の改善につなげていきます。
- ●製油所へ接続する道路や航路の啓開体制など、燃油供給に係る具体的な対策について、「四日市港 BCP」に反映していきます。
- ●大規模・広域災害に対応するため、「伊勢湾BCP」と「四日市港BCP」が連携した訓練を定期 的に実施し、連携強化につなげていきます。
- ●「三重県新エネルギービジョン」の取組方向に基づき、引き続き、家庭や事業所における新エネルギーの導入や省エネの推進を図るため、各種イベント等を通じ、わかりやすく、参加したくなる普及啓発活動に取り組むとともに、国の支援制度等の事業者への紹介等を通じて、新エネルギーによる自立・分散型エネルギーの導入を促進していきます。

事 前 に 備 え る べ き 目 標 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の 電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、 これらの早期復旧を図る

リスクシナリオ

-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

推進方針

- ①上水道、工業用水道施設等の耐震化
- ②広域的な応援体制の整備

## 1 平成28年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

## 取組結果(成果)

- ●水道については、浄水場の急速ろ過池等 15 施設について耐震詳細診断業務を実施し、四日市市水 沢町地内において管路の耐震化工事(延長 L=0.8 km)を実施しました。工業用水道については、 山村浄水場の耐震化工事に着手するとともに、北勢水道事務所管内において老朽管の布設替など による管路の耐震化工事(延長 L=1.5km)を行いました。また、平成 29 年 3 月に「企業庁経営計 画」(平成 29 年度~平成 38 年度)を策定し、水道・工業用水道施設の耐震化に関する今後 10 箇 年の目標を定めました。
- ●「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、各市町の資機材保有状況を更新するとともに、震災・ 災害・事故を想定した年間訓練計画に基づき、受水市町等との研修・訓練を4回実施しました。ま た、各市町の管理する給水拠点(浄水場、配水池)の緒元を整理した「災害時における確保水量 集計」を更新し、関係市町と情報共有を行いました。

## 今後の課題

- ●東日本大震災の教訓を踏まえ、将来発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震に備える ため、計画的に施設改良を推進する必要があります。また、大規模災害時において被害が広範囲 に及ぶ場合は、県内全市町、東海四県、近隣府県営水道用水供給事業者等が連携して応急措置等 を円滑に実施していく必要があります。
- ●地震や津波の発生による応急復旧の体制整備はもとより避難場所への給水を行うために各市町の 給水拠点や確保できる水量の把握が求められていることから、それらの情報を随時更新し、関係 者と情報を共有する必要があります。

#### 2 平成29年度の取組方向

- ●「企業庁経営計画」(平成29年度~平成38年度)に基づき、浄水場施設については、耐震詳細診断の結果、対応が必要となった耐震化工事を進めるとともに、水道は液状化が想定される地域での管路の耐震化、工業用水道は老朽管の更新にあわせた管路の耐震化の工事等についても計画的に実施します。また、災害の早期復旧が可能となるよう、市町やユーザー、民間事業者などと連携した訓練を実施するとともに、相互応援協定を締結する中部圏、近畿圏の府県市とも平時から応援体制や備蓄資機材等の情報共有を行うことで、応援体制を強化していきます。
- ●各市町が管理する給水拠点(浄水場、配水池)の位置や有効水量などの緒元を整理した「災害時における確保水量集計」を更新します。また、施設立入検査時において、浄水場、配水池の応急給水付属施設や進入道路等に注目し、実際の現地を確認の上、情報の整理を行います。

事前に備えるべき目標	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の 電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、 これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ	-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
推進方針	①下水道施設の耐震化 ②下水道BCPの策定促進 ③農業集落排水施設の老朽化対策、耐震化の推進 ④合併浄化槽への転換促進

## 取組結果(成果)

- ●北部処理区で6箇所、南部処理区で5箇所、松阪処理区で8箇所、合計19箇所でマンホール浮上 防止対策工事を実施し、全ての箇所で対策工事が完成しました。この結果、平成27年度に詳細な 検討を行った50箇所のマンホールは全てマンホール浮上防止の基準を満たすこととなりました。
- ●平成27年度末に県内すべての流域下水道終末処理場の業務継続計画(BCP)の策定が終了したことから、関係機関とともに「三重県流域下水道事業業務継続計画」に基づく図上訓練を実施しました。
- ●避難所など地域防災対策上必要な施設からの排水を受ける農業集落排水施設 2 地区の整備を進めました。
- ●単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、国の交付金による補助に加え、県費による上乗せ補助を実施した結果、366 基(県費補助分)の転換が行われました。

#### 今後の課題

- ●液状化によるマンホールの浮上防止について、対象となる 84 箇所のうち「三重県流域下水道総合地震対策計画」に位置づけた 50 箇所でマンホール浮上防止の基準を満たすこととなりましたが、残り 34 箇所のマンホール浮上防止対策を行うとともに、マンホール本体の耐震補強等を行っていく必要があります。
- ●業務継続計画は策定後も継続的に改善していくことが重要であることから、定期的な見直し等による更なる精度向上を図っていく必要があります。
- ●農業集落排水施設の早期施設整備を進めるため、実施主体である関係市町と連携を図りながら、 計画的に事業進捗を図る必要があります。
- ●単独処理浄化槽の使用により既に水洗化という利便性が確保されている中、合併処理浄化槽への 転換について、転換の必要性の啓発などを通じ、住民に働きかけを行う必要があります。

## 2 平成29年度の取組方向

- ●北部処理区等でマンホール本体の耐震補強等の設計に着手します。
- ●策定した業務継続計画の更なる精度向上を図るため、引き続き、関係機関において意見交換や訓練等を実施し、実効性の向上に向けた計画の修正等を継続して行っていきます。
- ●農業集落排水施設の耐震化について、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町との連携を図りながら、農業集落排水施設の整備を進めていきます。

●単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、住民への普及啓発を進めるとともに、引き続き県費による上乗せ補助を行い、合併処理浄化槽への転換を促進していきます。	, [

事 前 に 備 え る べ き 目 標	電気、ガス、エト水道、父週イツトリーグ寺を傩保するとともに、	
	これらの早期復旧を図る	
リスクシナリオ	-4 地域交通ネットワークが分断する事態	
推進方針	①輸送機関の確保 ②必要なインフラの整備・保全 ③落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策 ④道路啓開態勢の整備	

## 取組結果(成果)

- ●大規模災害によって公共交通が分断される事態を想定した代替機能等について調査・検討を進めたところ、現状では既存の「地域防災計画」に沿った対策をとることが適当との判断に至りました。
- ●緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、国道 368 号の桜橋、久米橋や県道大台宮川線の多度橋等、12 橋の耐震化を図りました。道路の維持修繕については、法定点検の結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された 36 施設(橋梁 10 施設、トンネル 11 施設、横断歩道橋 15 施設)について修繕を行いました。河川整備については、16 河川において約 1.5km の整備が完了しました。土砂災害防止施設については、整備を進めた結果、平成 28 年度末の保全人家戸数は 18,418 戸(保全率 26.6%)になりました。ダムの整備については、鳥羽河内ダムの建設工事着手に向けた用地取得を行うとともに、管理中のダムについて必要な修繕・更新を行いました。海岸堤防の高潮対策については、長島地区海岸他 15 地区海岸において約 1.2km の整備を実施するとともに、耐震対策について約 0.6km 実施しました。港湾施設の整備については、津松阪港(大口地区)の岸壁更新(L=24m)、宇治山田港(大湊地区)の護岸更新(L=90m)、長島港(江ノ浦大橋)の耐震対策(橋脚補強 1 基)を実施しました。
- ●豪雨等により落石等の危険がある箇所の点検や対策を実施するとともに、アンダーパス部の道路 冠水を未然に防止するため、設置したポンプが降雨時に確実に稼働するよう点検を実施し、不具 合等が確認された場合は速やかに修繕を実施しました。
- ●道路啓開の態勢整備を図り、8月に国・県・建設企業と連携した道路啓開情報伝達訓練を実施しました。

- ●大規模災害により公共交通が分断される事態を想定した代替機能等について、引き続き、現状の対策の適否を検証する必要があります。
- ●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。また、緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、未対策の橋梁の中には、架け替えにより耐震対策を行うものや、基礎の補強や大規模な仮設が必要となる橋梁があることから、計画的に進めていく必要があります。道路の維持修繕については、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルの確実な実施を図る必要があります。
- ●豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある箇 所の点検や対策を推進するとともに、降雨時に確実にポンプが稼働するよう点検を実施し、不具 合等が確認された場合は速やかに修繕を実施する必要があります。

●発災時に迅速な道路啓開を展開するため、国・県・建設企業が連携した情報伝達訓練を今後も継続して実施する必要があります。

#### 2 平成29年度の取組方向

- ●大規模災害により公共交通が分断される事態を想定した代替機能等について、対策の変更が生じた場合は、「地域防災計画」の修正を含め、適切に対応します。
- ●緊急輸送道路上の橋梁等の耐震対策については、緊急輸送路としての機能は確保した上で国の最新の考え方を取り入れるなど合理的な耐震設計を実施するとともに、落橋に対する安全を確保するなど安全性を効率的に高めながら橋梁等の耐震対策を推進していきます。道路の維持修繕については、改正道路法に基づく確実な点検の実施と、点検結果により区分Ⅲ(早期措置段階)と診断された施設について、点検完了後、概ね5年以内に修繕していきます。土砂災害防止施設については、土砂災害から県民の生命・財産を保全するため、引き続き整備を進め、土砂災害保全戸数の増加に努めます。河川の整備については、木津川など16河川で整備を進めます。ダムの整備については、川上ダムの早期完成に向け、引き続き国等に働きかけを行うとともに、鳥羽河内ダムの着実な事業推進を図るほか、管理中のダムについては、耐震対策を進めるとともに施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していきます。港湾施設については、港湾利用者や地域の安全・安心を向上させるため、計画的に老朽化対策や耐震対策を進めます。
- ●落石等の危険がある箇所の点検や対策を推進するとともに、アンダーパス部の道路冠水を未然に 防止するため、ポンプの点検を実施し、不具合等が確認された場合は速やかに修繕を実施します。
- ●道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた情報伝達訓練を継続して実施します。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ	-1 市街地での大規模火災の発生
推進方針	①救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実向上 ②交通渋滞の回避

# 取組結果(成果)

- ●救急救命士の新規養成と資質向上を図るため、救急救命士の新規養成支援や消防学校において救 急救命士が行うことができる特定行為など救急救命処置の拡大に対応した講習を実施するととも に、救急業務の教育体制の充実を図るため、指導救命士養成のための講習を実施しました。また、 警察活動を的確に実施するため、大規模災害を想定した非常参集訓練等の各種訓練を実施すると ともに、夜間活動に使用する現場活動用投光機を4警察署(累計 18 警察署)に整備しました。
- ●信号機が停止した場合を想定し、警察官による交通整理訓練の実施や、可搬型発動発電機を使用 した訓練を実施したほか、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者による 燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。

## 今後の課題

- ●救急救命士の新規養成や資質向上につながる取組を進めるとともに、消防本部において教育訓練が実施できる指導救命士の養成を図る必要があります。また、昼夜を問わずに発生する大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、初動警察体制の強化に取り組む必要があります。
- ●三重県内の約 3,000 箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信 号機は 125 箇所の主要交差点しか整備されていないことから、引き続き電源付加装置を有する信 号機の整備を推進していく必要があります。

# 2 平成29年度の取組方向

- ●救急救命活動の向上を図るため、救急救命士養成機関における消防職員研修派遣への支援を行うとともに、救急救命士が実施可能な処置範囲の拡大に対応したブラッシュアップ講習を実施します。あわせて、消防学校と連携して、県内全域で質の担保された救急活動が実施できるよう指導救命士の養成講習を実施します。また、災害時においても警察活動を的確に実施するため、非常参集訓練等の各種訓練を継続するとともに、必要な資機材の整備を進めます。
- ●停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機整備を推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、信号機へ可搬型発動発電機を接続した復旧訓練を実施します。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ	-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
推進方針	①コンビナート災害の発生・拡大防止 ②危険物質取扱施設の災害対策 ③堤防、護岸の整備 ④石油タンクの漂流防止対策 ⑤漂流物防止対策 ⑥コンビナート周辺対策

## 取組結果(成果)

- ●コンビナート防災対策について、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート 事業者の防災対策を促進するとともに、保安に係る人材育成を支援する「産業安全塾」などの研 修を実施しました。
- ●高圧ガス製造施設等への保安検査、立入検査等により、高圧ガス事業所等の施設の状況を確認し、 保安管理等について指導を行いました。また、危険物取扱者を対象に保安講習において危険物の 適正な取り扱い等を指導しました。
- ●大規模地震発生時の津波からの被害軽減を図るため、農地海岸 3 地区(L=40m)、漁港海岸 3 地区 (L=13m)において堤防の改修等を進めました。また、津波浸水予測区域内の河川堤防においては、対策が必要とされた脆弱箇所 183 箇所のうち、29 箇所について対策を実施しました。さらに、海岸堤防の高潮対策については、農地海岸 3 地区(L=40m)、漁港海岸 3 地区(L=13m)、建設海岸 15 地区(L=1.2km)の整備及び耐震対策(約 L=0.6km)を実施しました。
- ●石油タンクの漂流など石油コンビナート防災アセスメントで想定された災害に対応した「三重県 石油コンビナート等防災計画」について、コンビナート事業者に対して周知を行いました。
- ●漁船の係留にかかる減災対策について、安全操業講習会や事業担当者会議等の場で、漁業者や漁港管理者に対し、係留ロープの強化と係留方法の見直しに関するパンフレットを配付し、啓発を行いました。また、養殖筏の減災対策の重要性について漁業協同組合に啓発を行いました。
- ●コンビナート周辺対策として、平成 29 年 1 月に実施した図上訓練において、「三重県石油コンビナート等防災計画」の内容を検証しました。

- ●コンビナート防災対策について、人材育成の支援を通してコンビナート事業者の防災対策を促進する必要があります。
- ●高圧ガス製造施設等事業所への保安検査及び立入検査において、適正な保安管理等の徹底を指導する必要があります。
- ●堤防、護岸の整備については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。
- ●石油タンクの漂流防止対策など「三重県石油コンビナート等防災計画」の災害予防計画について、 関係機関と連携して、コンビナート事業者へ周知し、対応を促していく必要があります。
- ●漁船の係留にかかる減災対策について、引き続き、漁業者や漁港管理者に対して啓発する必要があります。また、養殖施設の減災対策については、昨年度までに実施した地区での施設改良の取組をモデル事例として紹介し、未実施地区の漁業関係者の防災意識を向上させていく必要があり

ます。

●コンビナート周辺地域を含めた防災対策の向上について、関係機関との連携をより密にする必要があります。

## 2 平成29年度の取組方向

- ●コンビナート防災対策について、引き続き「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進します。
- ●高圧ガス製造施設等事業所への保安検査及び立入検査を通して、適正な保安管理等の徹底を指導 します。
- ●農地海岸で2地区、漁港海岸で3地区において、堤防の改修等の整備を進めます。また、津波浸水予測区域内の河川堤防については、4箇所において脆弱箇所対策を実施します。また、海岸堤防の高潮対策及び耐震対策については、効率的な事業実施計画を作成し、引き続き実施していきます。
- ●石油コンビナートの防災対策について、関係機関と連携し、コンビナート事業者への指導を行います。
- ●津波漂流物による二次的な被害の軽減について、漁船の係留にかかる減災対策パンフレットの配付を通じて、関係者への啓発を行います。また、養殖施設の減災対策については、漁業協同組合を通じて、養殖事業者の防災・減災に対するニーズや課題の把握を行うとともに、引き続き関係者に対して、減災対策の重要性、事業を利用することのメリットを普及・啓発します。
- ●コンビナート周辺地域を含めた防災対策について、関係機関との連携を強化します。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ	-3 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
推進方針	①沿道の建物倒壊対策 ②住宅・建築物等の耐震化 ③災害情報の収集 ④交通渋滞の回避

## 取組結果(成果)

- ●沿道の建築物倒壊対策については、「三重県建築物耐震改修促進計画」において、第一次緊急輸送 道路を耐震診断義務化対象路線に位置付け、沿道の建築物のうち道路を閉塞するおそれのある建 築物の耐震診断を義務化するとともに、診断に要する費用を補助する制度を設け、平成28年度に 6棟の耐震診断が完了しました。また、平成29年度に向けて、補強設計及び耐震改修に補助する 市町に対する支援制度を創設しました。
- ●木造住宅の耐震化については、無料耐震診断や耐震設計・補強工事への補助を行うとともに、住宅戸別訪問(年50回、一万戸程度)や耐震相談会を行う等普及啓発に取り組みました。また、不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化については、耐震診断結果を公表する等により耐震化を促進しました。
- ●大規模災害を想定した三重県・津市合同防災訓練において、ヘリコプターテレビシステムを活用した訓練を実施しました。
- ●信号機が停止した場合を想定し、警察官による交通整理訓練の実施や、可搬型発動発電機を使用 した訓練を実施しました。また、電源付加装置を有する信号機については、保守点検委託事業者 による燃料の充填状況や動作状況の確認を行いました。

- ●耐震診断を義務付けている避難路沿道建築物の所有者に対し、報告期限である平成32年度末まで の確実な耐震診断の実施について、働きかけを行う必要があります。
- ●木造住宅の耐震化を促進するためには、診断を終えた方に対して、耐震補強工事の実施を促す直接的な取組等や更なる普及啓発を行う必要があります。また、耐震診断の結果を公表した大規模 建築物等について、市町と連携して、耐震改修を行うよう働きかけを行っていく必要があります。
- ●災害発生時における画像情報を迅速かつ的確に収集・伝達するため、引き続き、ヘリコプターテレビシステムを活用した訓練を実施するとともに、有事の際に備えて、同システムの適切な維持・管理により機能の確保を図っていく必要があります。
- ●三重県内の約3,000箇所の信号機のうち、発動発電機やバッテリー等の電源付加装置を有する信 号機は125箇所の主要交差点しか整備されていないことから、引き続き電源付加装置を有する信 号機の整備を推進していく必要があります。

## 2 平成29年度の取組方向

- ●耐震診断を義務付けている避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の重要性の啓発及び補助制度の普及を行い、意向の把握に努めながら早期の耐震化の実施に向けて働きかけを行います。
- ●木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断を終えた方が、補強工事等それぞれの状況に応じた 対策を講じることができるよう、更なる普及啓発を市町と連携して展開するとともに耐震診断や 耐震設計・補強工事への補助を行います。また、耐震診断結果を公表した大規模建築物等につい ては、引き続き市町と連携しながら、建築物の所有者に対し、補助制度を紹介しながら耐震改修 等の早期着手について働きかけを行います。
- ●平成29年9月に供用開始する新たな防災へリコプターには、機外カメラにより撮影した動画等を 即座に地上へ電送する「ヘリコプターテレビ電送装置」や、全国の消防防災へリコプターの活動 位置をリアルタイムに把握し、応援へリコプター等に対して災害の発生エリアや詳細情報を共有 できる「動態管理システム」、林野火災や遭難者の捜索等に活用する「赤外線カメラ」等を装着す ることとしており、これらの機器を活用して、迅速な被害情報の確認・収集や広域防災対策活動、 山岳・水難捜索事案等に対応することができるよう取り組みます。
- ●停電時の信号機の停止による交通事故や渋滞を防ぐため、電源付加装置を有する信号機整備を推進していきます。また、信号機が停止した場合を想定した警察官による交通整理訓練や、信号機へ可搬型発動発電機を接続した復旧訓練を実施します。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ	-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
推進方針	①ため池の耐震化等 ②ハードとソフトを組み合わせた対策

# 取組結果(成果)

- ●老朽化が著しい農業用ため池3箇所の耐震対策を実施し、1箇所が完了しました。
- ●農業用ため池ハザードマップの作成について 26 市町に働きかけを行い、危険な農業用ため池のハザードマップ作成に向けた意識の向上を図った結果、37 箇所においてハザードマップを作成しました。(累計 424 箇所)

# 今後の課題

- ●農業用ため池の耐震調査の推進とあわせ、市町等と協議のうえ、計画的に耐震化を進めていく必要があります。
- ●農業用ため池が決壊した場合、人命等に被害が及ぶことから、早急にハザードマップを作成する 必要があります。

### 2 平成29年度の取組方向

- ●農業用ため池の耐震化については、継続箇所の早期完了に取り組みます。
- ●耐震調査やハザードマップの作成を進め、ハード対策・ソフト対策の両面から計画的に取組を推進していきます。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ	-5 有害物質の大規模拡散・流出
推進方針	①有害物質の流出対策等 ②高圧ガス施設の地震対策

# 取組結果(成果)

- ●毒物及び劇物取締法に基づき登録、届出等を行っている毒物劇物取扱施設及び取扱者に対し、立入検査を実施しました(345件)。また、毒物劇物取扱施設及び取扱者を対象とした毒物劇物安全対策講習会を開催するとともに、毒物劇物を大量に保有する施設に対し、保有状況調査を実施しました。
- ●高圧ガス製造施設等への保安検査、立入検査等により、高圧ガス事業所等の施設の状況を確認し、 保安管理等について指導を行ったほか、危険物取扱者を対象に保安講習において危険物の適正な 取り扱い等を指導しました。

#### 今後の課題

- ●毒物劇物を原因とする事故等が発生しないために、毒物及び劇物取締法を遵守するよう、毒物劇物を大量に保有する施設及び取扱者に対し、引き続き、指導等を行う必要があります。
- ●高圧ガス製造施設等事業所への保安検査及び立入検査において、適正な保安管理等の徹底を指導する必要があります。

# 2 平成29年度の取組方向

- ●毒物劇物取扱施設及び取扱者に対し、引き続き立入検査を実施するとともに、これらを対象とした毒物劇物安全対策講習会を開催することで、流出等の事故発生の未然防止に努めていきます。
- ●高圧ガス製造施設等事業所への保安検査及び立入検査を通して、適正な保安管理等の徹底を指導 します。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ	-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
1// 1// -1- 1	①農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理
推進方針	②適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策 ③自然と共生した多様な森林づくり

#### 取組結果(成果)

- ●農地、農業用水路及び農道等の地域資源の維持保全活動の拡大に向け普及啓発を実施した結果、 県内農業集落のうち、地域活動に取り組む農業集落の割合が49.6%まで拡大しました。
- ●市町や森林組合等の林業事業体による間伐などの森林整備を支援するとともに、老朽化等により機能が低下した林道橋の補修(3橋)を支援しました。また、山地災害危険地対策や機能の低下した保安林の整備等、総合的な治山対策を実施するとともに、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりに取り組みました。
- ●市町や森林組合等の林業事業体による鳥獣害対策を支援したほか、森林環境創造事業等による多様な森林づくりに取り組みました。

#### 今後の課題

- ●農村では高齢化や過疎化による農業の担い手不足などにより、農地、農業用水路及び農道等の生産基盤の維持保全が困難になりつつあることから、学校や自治会、NPOなど、様々な主体の参加を促し、維持保全活動を持続的に発展させていく仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。
- ●林道橋の機能発揮に必要な補修や更新等に、早期に取り組む必要があります。また、平成28年の 台風等で発生した山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策等を推進する必要が あります。
- ●森林の整備及び保全について、森林所有者の理解と協力を得て、公益的機能の発揮に向けた森林の整備を引き続き進める必要があります。

### 2 平成29年度の取組方向

- ●農地・農業用施設等の適切な維持保全に向けて、将来の地域の担い手となる子供たちの農村における地域活動への参画の促進や、取組集落の継続した活動に向けて、研修会や情報交換会の開催などを市町と連携して支援していきます。
- ●「みえ森と緑の県民税」を活用し、流木となるおそれのある渓流沿いの樹木の伐採・搬出等を行うなど、災害に強い森林づくりを進めます。また、平成28年の台風等による山地災害箇所の復旧や保安林内の森林整備等を進めるとともに、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所における治山事業を実施し、災害の未然防止を図ります。
- ●森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、間伐等の森林整備を促進するとともに、老朽 化等により機能が低下した林道橋の補修等を促進します。

事 前 に 備 え る べ き 目 標	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ	-7 風評被害等による県内経済等への甚大な影響
推進方針	①災害発生時の被災地外に向けた情報発信 ②失業対策等

## 取組結果(成果)

- ●災害発生時の初動対応については「大規模震災時初動要領」に記載されている情報発信要領を的確に実行できるよう、全庁防災訓練(図上訓練)の際にシミュレーションを行いました。
- ●震災後の失業対策について、被災者の離職時の生活や再就職等にかかる国の支援制度等について 情報収集を行いました。

#### 今後の課題

- ●全庁防災訓練(図上訓練)でのシミュレーションを実際の災害広報に確実に生かす必要があります。
- ●国の震災等緊急雇用対応事業等の対応状況について調査を行うなど、引き続き効果的な制度の活用方法等について情報収集を行う必要があります。

# 2 平成29年度の取組方向

- ●全庁防災訓練(図上訓練)でのシミュレーションを継続するとともに、課題の検証と「大規模震災時初動要領」の見直しを繰り返し行うことで、災害時における情報発信の実効性を高めていきます。
- ●被災地における取組等について、引き続き情報収集を進めます。また、被災者の再就職等に係る 国の支援制度や関係機関の役割分担等について整理・確認を行います。

事前に備	帯 え	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・
るべきE	目標	回復できる条件を整備する
リスクシナ	リオ	-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れ る事態
推進方		①災害廃棄物処理計画の策定 ②ごみ焼却施設の老朽化対策や災害対応能力の強化の促進 ③災害廃棄物輸送

# 取組結果(成果)

- ●各市町が「三重県災害廃棄物処理計画」及び「地域防災計画」と整合が図られた災害廃棄物処理計画を策定できるよう、未策定の市町へ個別に助言を行い、策定に向けた技術的支援を行った結果、新指針に基づき新たに2町が計画を策定し、旧指針に基づく計画を策定していた21市町のうち、6市町が新指針に沿った見直しを行いました。また、「三重県災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるため、処理困難廃棄物対応マニュアル等について、セミナー等の機会を通じ、市町への研修を行いました。さらに、災害廃棄物処理を担う人材を育成するため、県及び市町職員を対象とした「災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成講座」を開催するとともに、市町や民間事業者団体を対象としたセミナーや図上演習を実施しました。
- ●市町等が設置するごみ処理施設の新設及び更新について、国の循環型社会形成推進交付金による 補助など、必要な技術的支援を行いました。
- ●中部地方環境事務所が設置した「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」に構成員として 参画し、当該ブロックにおいて県域を越えた連携が必要となった際の災害廃棄物対策に関する連 携手順を示した「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画(第二版)」の策定に協力しました。

#### 今後の課題

- ●災害廃棄物処理体制の強化に向け、引き続き、効率的に人材育成や関係者の連携強化等を図っている必要があります。また、新指針に基づく災害廃棄物処理計画の策定等が完了していない市町に対し、平成29年度中の策定に向けて支援していく必要があります。
- ●市町等のごみ焼却施設が大規模災害時でも稼働できるよう、施設の整備や電力供給体制など、市町等における災害対応力強化を促進する必要があります。
- ●大規模災害が発生した場合には、膨大な災害廃棄物の発生により県内のみで処理することが難しくなることが想定されることから、被災地域から他地域へ災害廃棄物を大量に輸送するため、広域ブロックでの連携・協力体制を活用し、その輸送ルートと確保方策等を検討しておく必要があります。

#### 2 平成29年度の取組方向

#### 取組方向

●災害廃棄物処理体制の強化に向け、県・市町等を対象に災害廃棄物処理に精通した人材を育成するための講座やセミナー、図上演習等を開催するほか、三重県災害廃棄物処理計画の検証を行い、県・市町等の災害対応力を高めます。また、民間団体や県・市町による災害時の廃棄物処理が円滑に進められるよう、災害廃棄物処理に関する連絡会を開催し、相互協力体制の維持・強化を図ります。

- ●市町等が設置する、ごみ焼却施設の新設及び更新について、市町等に対し国の交付金や施設整備 指針などに関する情報提供や意見交換を行うとともに、施設の新設等について助言するなど、必 要な技術的支援を行います。
- ●中部地方環境事務所が設置した「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」に構成員として 参画し、ブロック内の広域処理体制構築に向けて、国と県の役割や災害廃棄物輸送の実施等に関 する意見交換や協議を進めていきます。

事前に備え	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・
るべき目標	回復できる条件を整備する
リスクシナリオ	-2 道路啓開等の復旧を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、
	地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	①建設業界との応急復旧態勢の強化
	②建設業における防災・減災の担い手確保・育成
	③被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保
	④被災宅地危険度判定士の養成
	⑤緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

## 取組結果(成果)

- ●道路啓開の態勢整備を図り、8月に国・県・建設企業と連携した情報伝達訓練を実施しました。
- ●「建設業参入支援事業」において、求職者を期間雇用し、その間に集合研修と雇用型訓練を実施した結果、9人が建設企業へ正規雇用されました。また、建設業の理解を促進し、建設業への入職を促すため、インターンシップや現場見学会の支援を行いました。さらに、建設業への定着を促進するため、「建設業人材定着事業」を実施し、延べ414人の建設業従事者に対する研修の受講の支援を行いました。
- ●被災建築物応急危険度判定を取りまとめる役割を担う被災建築物応急危険度判定コーディネーターが、異動や退職により減少することになった市町に対して、年度内に三重県被災建築物応急危険度判定要綱で定める各研修会のいずれかに参加し人数を補うよう働きかけた結果、全ての市町において必要人数を確保しました。
- ●「被災宅地危険度判定士養成講習会」を平成 29 年 1 月に開催し、新たに 175 名を被災宅地危険度 判定士として認定しました (28 市町・累計 664 名)。
- ●国土交通省中部地方整備局、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市及び一般社団法人日本建設業連合会中部支部で締結した「災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括的協定書」に基づき、相互の連絡系統を更新しました。

#### 今後の課題

- ●発災時に迅速な道路啓開を展開するため、国・県・建設企業が連携した情報伝達訓練を今後も継続して取り組む必要があります。また、建設事務所及び下水道事務所と協会支部においては、「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づく訓練や研修を実施し、相互の連絡系統を継続して共有しておく必要があります。
- ●建設業に入職する若年者の減少や技能労働者の高齢化が進んでいることから、世代を越えた技術力の継承や建設産業を支える技術力の維持に向けた対策が必要です。また、建設業従事者の離職率が高いことから、技術の習得による建設業への定着を促す必要があります。
- ●各市町において、判定コーディネーターの人数を確保・維持していくとともに、災害時に判定コーディネートを主体的に実施するという意識の向上が必要です。
- ●被災宅地危険度判定士が未登録の市町に対しては、災害時対応上の問題から、その確保について 働きかけを行う必要があります。
- ●「災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括的協定書」に基づき、相互の連絡系統を継続して共有していく必要があります。

### 2 平成29年度の取組方向

- ●道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた情報伝達訓練を継続して実施します。また、応急 復旧に向けた態勢を確保するため、建設事務所及び下水道事務所と協会支部において、「地震・ 津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づく訓練や研修を実施します。
- ●建設業における若年者の入職促進、人材育成を支援するため、求職者に対して集合研修と雇用型訓練を実施し、正規雇用に結び付けるとともに、高校生や保護者等を対象とする現場見学会等を実施します。また、建設業従事者が計画的に必要な研修を受講し、技術・知識を取得できるよう支援します。
- ●被災建築物応急危険度判定の迅速な実施に向けて、被災建築物応急危険度判定士を確保するとともに、判定コーディネーターを確保するため、各市町に対し、全国及び近畿被災建築物応急危険度判定協議会が主催する講演会等への参加を促すとともに、判定コーディネートに関する意識が向上するよう、引き続き働きかけを行います。
- ●「被災宅地危険度判定士養成講習会」を開催し、判定士の確保に努めます。また、判定士の登録 が少ない市町に対して、講習会への参加を呼び掛けていきます。
- ●災害復旧を迅速に行える応急態勢を充実させるため、「災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括的協定書」に基づき、相互の連絡系統を更新します。

事前に備え	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・
るべき目標	回復できる条件を整備する
リスクシナリオ	-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れ
77.77773	る事態
	①コミュニティ力を強化するための支援
推進方針	②行政機関の機能低下の回避
	③警察災害派遣隊の拡充
	④警察施設の耐震化等
	⑤地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備

#### 取組結果 (成果)

- ●地域減災力強化推進補助金により、市町が取り組む洪水・土砂災害、津波ハザードマップの作成を支援するとともに、「Myまっぷラン」を活用した地域における津波避難計画の作成や、避難所単位での「避難所運営マニュアル」の作成など、市町や地域が実施する防災訓練、地域でのタウンウォッチングについて支援を行いました。また、外国人住民を主な対象とした防災訓練を2回開催するとともに、「災害時外国人サポーター研修」を開催したほか、大規模災害を想定した多言語情報提供に特化した図上訓練において、「みえ災害時多言語支援センター」の図上訓練をあわせて行いました。さらに、職員が各市町教育委員会を訪問し、県・市町の防災担当者を交え、学校防災の取組状況や課題等について意見交換を実施するとともに、家庭や地域と連携して防災教育に取り組む学校を支援するため、防災技術指導員等を派遣しました。その結果、平成29年3月末で、90.3%の公立小中学校及び県立学校において学校と地域が連携した取組が実施されました。
- ●三重県業務継続計画(三重県BCP)について、平成27年度に整理した災害発生時の優先業務を継続的に見直すため、各部局において検証を行いました。また、「三重県警察業務継続計画(三重県警察BCP)」について、被災による業務機能低下を回避するため、8月に計画の見直しを行いました。
- ●大規模災害を想定した非常参集訓練等の各種訓練を実施するとともに、夜間活動に使用する現場活動用投光機を4警察署(累計18警察署)に整備しました。また、岐阜県内において中部管区内6県警察合同による部隊輸送、救出救助等の訓練を実施し、警察災害派遣隊の広域運用を見据えた災害対処能力の向上を図りました。
- ●津波浸水被害が予測されている、四日市北警察署や伊勢警察署南島幹部交番の建て替え整備計画 を推進しました。
- ●三重県東日本大震災支援本部員会議を3回開催し、被災地派遣職員との意見交換会の実施や「東日本大震災被災地派遣職員活動記録集2016」の作成、東日本大震災六周年追悼式の実施などを行いました。

#### 今後の課題

●地域における防災力向上の取組など地域の主体的な活動に対して支援を行う必要があります。また、外国人住民が、災害時要援護者の立場から地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境を更に推進するとともに、大規模災害時には、NPO等の中核的支援機関をはじめとする様々な主体と一体となった「みえ災害時多言語支援センター」を設置・運営し、より円滑に外国人住民支援を実施する必要があります。さらに、地域と連携した防災の取組を実施する学校

を更に増やすため、引き続き、支援を要望する学校に対して効果的な支援を行い、学校と家庭、 地域が連携した防災の取組を進めていく必要があります。

- ●三重県業務継続計画(三重県BCP)について、組織の改編や業務内容の変更を踏まえ継続的な 更新を進める必要があります。また、大規模災害発生時においても、治安及び県民生活に重大な 影響を与えないよう、「三重県警察業務継続計画(三重県警察BCP)」を継続的に見直していく 必要があります。
- ●防災機能の更なる強化を図るため、引き続き、必要な資機材等の整備などを進める必要があります。また、大規模災害に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、警察災害派遣隊の実践的訓練により災害対処能力の向上を図る必要があります。
- ●警察署や交番、駐在所は、災害警備活動や治安維持活動の拠点等、あらゆる警察事象に対応する 必要があることから、津波浸水被害が予測される警察署、交番、駐在所はもとより、経年、狭隘 度、事件・事故の発生状況等の地域情勢を十分考慮し、総合的に判断した上で整備する必要があ ります。
- ●東日本大震災の発災から6年が経過しましたが、復興はまだ道半ばであり、復興・復旧の進捗も 地域によって異なっていることから、引き続き派遣職員等による報告を定期的に行い、復旧・復 興状況をしっかりと把握し、情報の共有・発信を行うことにより、震災の記憶の風化防止に努め、 派遣職員等が得られた教訓や知見を本県施策に反映していく必要があります。

# 2 平成29年度の取組方向

- ●県内各地域において、防災・減災に向けた活動が広く展開されるよう、引き続き、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携するとともに、みえ防災・減災センターの「みえ防災人材バンク」を活用して地域の活動に対する支援を行います。また、市町・NPO等と連携し、今後の研修手法や災害時における外国人住民への支援施策の方向性等を検討するため、外国人住民等を対象とした調査を実施するとともに、大規模災害が発生した際の外国人住民等を支援するため、災害時外国人サポーター研修や外国人住民及び地域住民を主な対象とした防災セミナーを開催します。さらに、市町教育委員会や県・市町防災担当部局等と連携して、学校と地域住民等を結び付けるなど、引き続き、学校と家庭、地域が連携した防災の取組を進めるとともに、学校が実施する体験型防災学習や保護者、地域住民等との合同避難訓練等の取組について、職員等の派遣やみえ防災・減災センターの人材バンクの活用等により支援します。
- ●三重県業務継続計画(三重県BCP)について、引き続き各部局における検証と見直しを行い、 継続的な更新を進めます。また、警察業務については、災害情勢や各種訓練における検証結果等 を踏まえ、「三重県警察業務継続計画(三重県警察BCP)」の見直しに向けた取組を推進します。
- ●大規模災害発生時における救出救助等の活動を迅速かつ的確に実施するため、必要な資機材等の整備などを進めます。また、中部管区内 6 県警察合同による「中部管区広域緊急援助隊合同訓練」を通して、県外発災時における警察災害派遣隊の部隊相互の連携強化と災害対処能力の向上に取り組みます。
- ●四日市北警察署の建て替え整備を推進するほか、津波浸水被害が予測される警察署、交番、駐在 所の保全、機能強化を進めるべく、関係機関と連携して、地域の治安維持、防災拠点としての警 察施設の充実を図ります。

●三重県東日本大震災支援本部員会議について本年度も定期的に開催し、派遣職員等による報告を継続することで、被災地の復旧・復興状況への更なる理解を深めるとともに、震災の記憶の風化防止に努め、派遣職員が被災地での業務を通して得られた教訓や知見を本県施策に生かしていけるよう取り組みます。

事前に備えるべき目標

# 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・ 回復できる条件を整備する

リスクシナリオ

推進方針

-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①想定の規模を超える事態と対策

②ハードとソフトを組み合わせた対策

③地籍調査の推進

# 1 平成28年度の主な取組結果(成果)と今後の課題

# 取組結果(成果)

- ●「三重県新地震・津波対策行動計画」及び「三重県新風水害対策行動計画」について、平成 27年度末の検証結果を踏まえ、両計画に掲げた目標達成に向け、行動項目を実践しました。また、 両計画は平成 29年度に計画期間が終了することから、「防災・減災対策検討会議」を開催し、次 期行動計画について、有識者による議論を行いました。
- ●市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として、市町担当者を対象に「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を年3回開催し、全市町において土砂災害に関する防災訓練が実施されるなど、防災意識の向上が図られました。また、水防活動の適正な運用を図るため、県管理の水位周知河川における避難勧告等の目安となる基準水位を見直し、「三重県水防計画」を変更しました。さらに、円滑な水防活動を支援するため、水防倉庫に備蓄する水防資材の補給を行いました。
- ●地籍調査を実施する 24 市町が補助事業を実施したほか、海岸線を有する 6 市町で国直轄事業の都市部官民境界基本調査が実施されました。また、平成 28 年度に創設された社会資本整備円滑化地籍整備交付金を活用し、土砂災害危険箇所を含む区域等の地籍調査の実施に向け、県や市町の公共事業関係部署と連携を図った結果、3 市町で事業が実施されました。さらに、地籍調査の実施主体である市町への事業費補助や「三重県国土調査推進協議会」等を通じた研修会等による啓発活動、国への制度要望活動を実施したほか、地籍調査を休止している 5 市町に対して、幹部職員等が直接訪問して調査の再開を促したところ、亀山市が平成 29 年度から調査を再開することになりました。

#### 今後の課題

- ●現行の行動計画について多方面から検証を行うとともに、熊本地震や台風による風水害など最近の災害によって明らかになった課題も踏まえた行動項目を設定するなど、次期行動計画策定のための議論を進める必要があります。また、発災時に迅速な道路啓開を展開するため、国・県・建設企業が連携した情報伝達訓練を今後も継続して実施する必要があります。
- ●土砂災害に関する避難勧告等の発令についての基準を定めていない市町があることから、「土砂災害警戒避難ガイドライン」をもとに的確な判断ができる警戒避難体制づくりや避難勧告等の発令基準制定の取組を支援する必要があります。また、異常気象による水害から地域住民を守るため、適切な「三重県水防計画」の変更及び状況に応じた水防資材の補給を行う必要があります。
- ●地籍調査は、土地取引の円滑化や土地の保全等の本来の目的に加え、公共事業の効率化及び災害 復旧の迅速化等に繋がるため、これまで実施してきた地籍調査費負担金事業や国直轄事業に加え、 公共事業関係部署や市町と連携し、社会資本整備円滑化地籍整備交付金を活用しながら、地籍調 査を進めていく必要があります。また、地籍調査を休止している4市町に対しても、調査を再開

#### 2 平成29年度の取組方向

- ●「三重県新地震・津波対策行動計画」及び「三重県新風水害対策行動計画」について、両計画に 掲げた行動計画の目標達成に向け、必要な改善を図りながら取組を進めます。また、両計画が平成29年度に計画期間を終了することから、これまでの取組の検証結果や熊本地震の課題等を踏まえ、「防災・減災対策検討会議」での検討を重ね、両計画を一本化した新たな行動計画「三重県防災・減災対策行動計画(仮称)」を策定します。さらに、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けた情報伝達訓練を継続して実施します。
- ●市町担当者を対象に、「土砂災害警戒避難ガイドライン」の内容を中心とした説明会を年3回開催し、市町が行う警戒避難体制づくりや、土砂災害に関する避難勧告等の発令基準制定の取組を引き続き支援します。また、水害への備えのため、適切な「三重県水防計画」の変更及び水防倉庫に備蓄する水防資材の補給を行います。
- ●南海トラフ地震等の発生が危惧される中、震災後の街づくり等、復旧・復興を迅速に行うためには地籍調査の実施が必要であることから、津波浸水想定区域や土砂災害の恐れのある地域等の地籍調査の推進に向け、市町の要望に応じた予算の獲得や国の直轄事業が実施されるよう、国に対して強く要望していきます。また、東海地区の県、市町村で構成する「東海ブロック国土調査推進連絡協議会」を活用しながら、国に対して予算や制度の拡充に向けた要望を行っていくとともに、社会資本整備円滑化地籍整備交付金の更なる活用に向け、県や市町の公共事業関係部署と連携を強化していきます。さらに、地籍調査を休止している4市町に対しては、引き続き、幹部職員等が訪問し、地籍調査の重要性や効果を説明するなど、調査の再開に向けて働きかけを行っていきます。

事前に備え	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・
るべき目標	回復できる条件を整備する
リスクシナリオ	-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・ 復興が大幅に遅れる事態
推進方針	①海抜ゼロメートル地帯に対する対策 ②浸水対策、流域減災対策

# 取組結果(成果)

- ●海抜ゼロメートル地帯対策の取組として、桑員地域2市2町において「浸水時における広域避難に関する協定」を締結しました。また、県北部海抜ゼロメートル地帯避難対策補助金により、県北部の海抜ゼロメートル地帯を有する市町が取り組む津波避難施設の建設や避難ゴムボートの整備を支援しました。
- ●地震・津波、洪水・高潮等による浸水対策については、木曽三川下流部における直轄河川改修による河川堤防の耐震対策を促進しました。また、海岸堤防の高潮対策については、長島地区海岸他 15 地区海岸において約 1.2km の整備を実施するとともに、耐震対策について約 0.6km 実施しました。さらに、津波浸水予測区域内の河川堤防においては、対策が必要とされた脆弱箇所 183 箇所のうち、29 箇所について対策を実施したほか、河口部の水門・排水機場等については、堀切川防潮水門の耐震対策が完了しました。

#### 今後の課題

- ●海抜ゼロメートル地帯の広域避難に係る具体的な対応について検討を進める必要があります。また、当該地域の課題を踏まえた避難体制の整備を促進する必要があります。
- ●インフラの整備・保全については、効果的かつ効率的に整備等を進めていく必要があります。

#### 2 平成29年度の取組方向

- ●海抜ゼロメートル地帯の広域避難に係る具体的な対応について、引き続き、桑員地域2市2町と 連携して対応の整理を行います。また、県北部海抜ゼロメートル地帯避難対策補助金により、該 当市町が取り組む津波避難施設整備等の取組を支援します。
- ●大規模地震や津波に備え、被害軽減を図るため、海岸堤防の耐震対策を実施します。また、河川 堤防について、木曽三川下流部における直轄河川改修による河川堤防の耐震対策を促進します。 さらに、津波浸水予測区域内の河川堤防については、4箇所において脆弱箇所対策を実施するほ か、河口部の水門・排水機場等の耐震対策については、鵜方水門・横川防潮水門の対策を継続し ます。

# 平成 29 年版三重県国土強靭化地域計画実績報告書

平成29(2017)年6月三重県戦略企画部企画課

〒514-8570 津市広明町13番地

 $T\ e\ 1\ :\ 0\ 5\ 9-2\ 2\ 4-2\ 0\ 2\ 5$ 

 $F\ a\ x\ :\ 0\ 5\ 9-2\ 2\ 4-2\ 0\ 6\ 9$ 

E-mail: kikakuk@pref.mie.jp

URL: http://www.pref.mie.lg.jp/VISION/p0003000005.htm